

神奈川県下における 建設業労働災害の現状と対策

令和3年版（令和2年労働災害のとりまとめ）

誰もが安心して健康に働くことが
できる労働環境を実現する
（第13次労働災害防止推進計画スローガン）



建設業における災害防止のポイント

- 元方事業者・関係請負人それぞれ役割に応じたリスクアセスメントの実施の徹底
- 墜落・転落災害防止対策の徹底
（足場に係る改正労働安全衛生規則の順守、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の徹底、足場の設置が困難な屋根上及びスレート屋根上での作業における墜落防止対策の徹底、フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の普及促進、脚立・はしごの適正な使用）
- 「見える化」の積極的な取組による、労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底
- 建設資材等のトラック積込み、積卸し時における荷台からの墜落・転落災害防止の徹底
- 熱中症予防対策の徹底及び軽症のうちの適切な救急対応
- 解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
- 工事現場における溶接溶断火花などを着火元としたウレタンフォーム等の可燃物による火災の防止
- 交通事故災害の防止
- 高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備
- 職場における新型コロナウイルス感染症対策の推進

目 次

1	労働災害の推移	… 1
2	工事種別の災害発生状況	… 2
3	事業規模別の災害発生状況	… 3
4	年齢階層別の災害発生状況	… 3
5	経験年数別の災害発生状況	… 4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	… 4
7	事故の型別の災害発生状況	… 5
8	起因物別の災害発生状況	… 5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	… 6
10	公共工事等における災害発生状況	… 7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	… 8
12	熱中症災害発生状況	… 8
13	令和2年における建設業の死亡災害の概要	… 9
14	「第13次労働災害防止推進計画」の概要	… 14
15	足場からの墜落防止のための措置を強化します 足場からの墜落防止のためのより一層の取組みのお願い	… 15
16	はしごや脚立を使う前に	… 23
17	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります	… 25
18	「ロープ高所作業」での危険防止対策	… 31
19	移動式クレーン構造規格が改正されました	… 34
20	フルハーネス型安全帯・積載型トラッククレーン過負荷防止装置の買替等支援!!	… 35
21	建設業の交通労働災害の防止対策	… 37
22	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	… 38
23	屋外作業場等で金属アーク溶接等作業を行う皆様へ	… 40
24	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインについて	… 44
25	剥離剤による中毒が多発しています。	… 48
26	新型コロナウイルス感染症対策関連 「3つの密を避けるための手引き」、「新しい生活様式」の実践例	… 49
27	「そのヒヤリハットを見逃すな！」セーフティリボン運動	… 54

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。

* 以下のグラフ又は文章において端数処理の関係で割合の合計が100%になっていない場合があります。

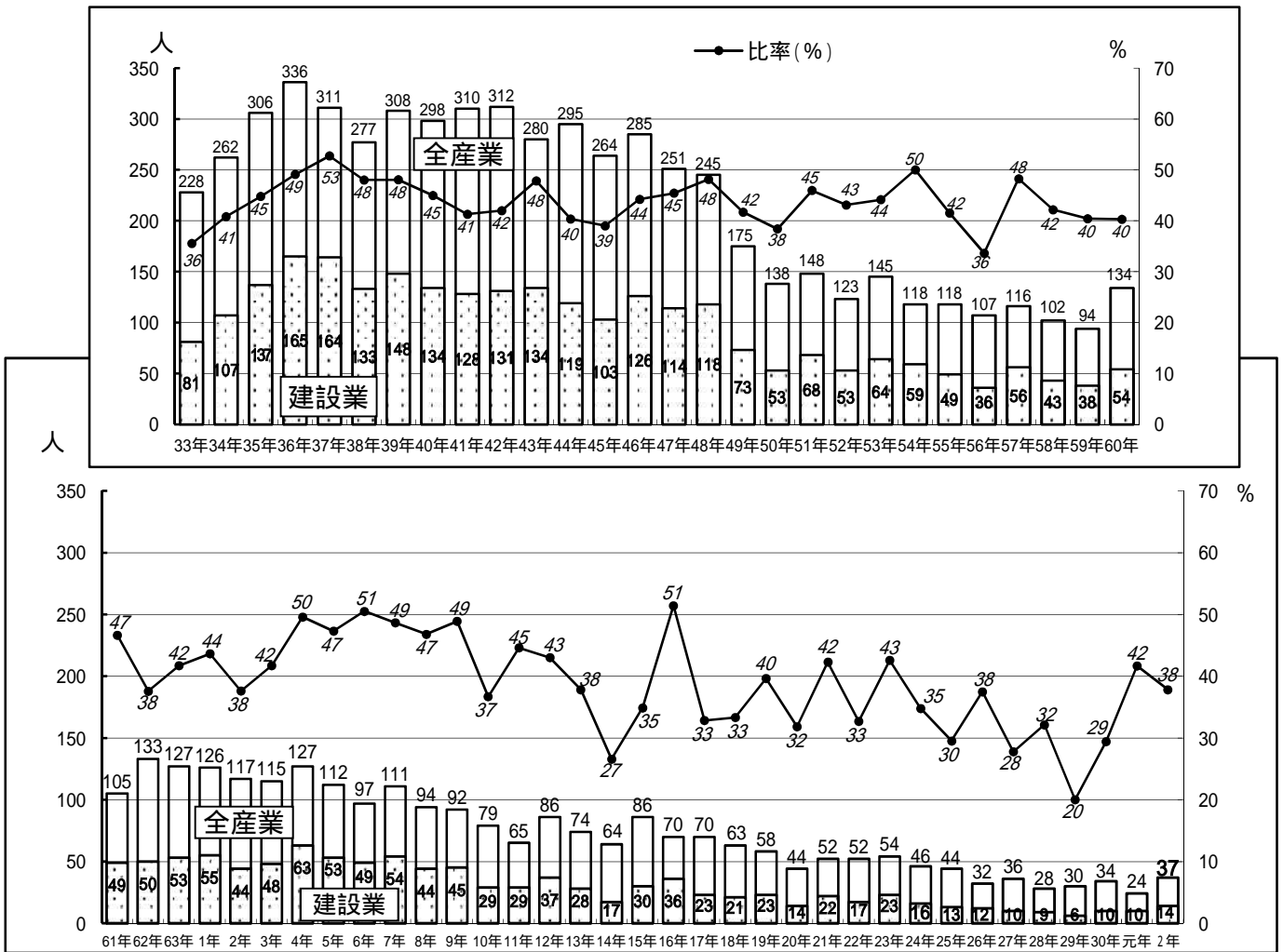
令和3年版 神奈川県下における建設業労働災害の現状と対策

修正箇所（R4. 1. 25）

該当ページ	修正内容
P. 4	<p>「5 経験年数別の災害発生状況」の図5-1に誤りがありましたので訂正いたします。</p> <p>誤 「1～5年未満」 正 「3～5年未満」</p>
P. 42	<p>下段「溶接ヒュームの健診項目」に誤記がありましたので訂正いたします。</p> <p>誤 「1次検診」 正 「1次健診」</p>
P. 1	<p>図1の棒グラフのうち、平成14年と平成29年の全産業死亡者数に誤りがありましたので訂正いたします。</p> <p>平成14年 誤「6」 正「64」 平成29年 誤「3」 正「30」</p>
P. 1	<p>図2の棒グラフのうち、平成22年の全産業死傷者数に誤りがありましたので訂正いたします。</p> <p>誤「7, 338」 正「6, 574」</p>

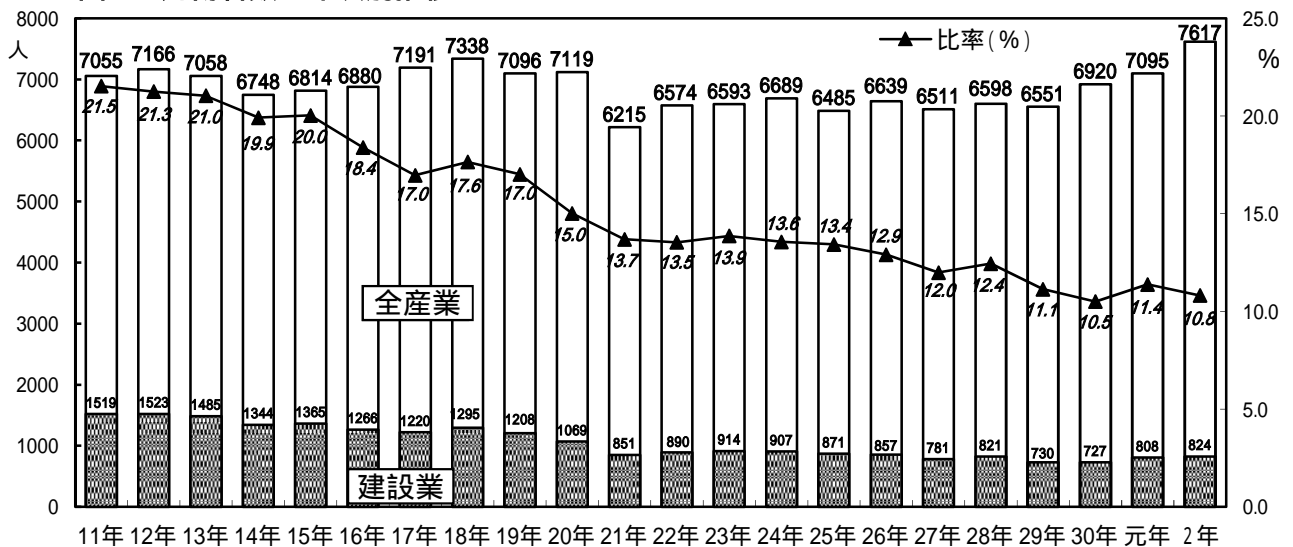
1 労働災害の推移

図1 労働災害による死亡者数の年次別推移



建設業の死亡者数は図1のとおり、昭和36年に165人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示し、平成28年には10人を下回り、平成29年は過去最少の6人となった。しかしその後の2年間は増加に転じ毎年10人で推移していたが、令和2年にはさらに14人に増加し、全産業の中で建設業の比率は上がった。

図2 死傷者数の年次別推移



建設業の死傷者数は図2のとおり、長期的には減少傾向にある。平成30年は過去最少の727人となり、全産業に占める比率も10.5%と過去最少を記録した。しかしながら平成31年・令和元年以降は全産業総数が増加に転じ、令和2年の建設業における死傷者数は824人と大幅に増加したが、全産業における死傷者数も大幅に増加したため、建設業の死傷者数が全産業に占める比率は減少した。

2 工事種別の災害発生状況

図2-1令和2(2020)年 建設業・工事種別の死亡者数 (参考) 令和2(2020)年全産業・業種別の死亡者数

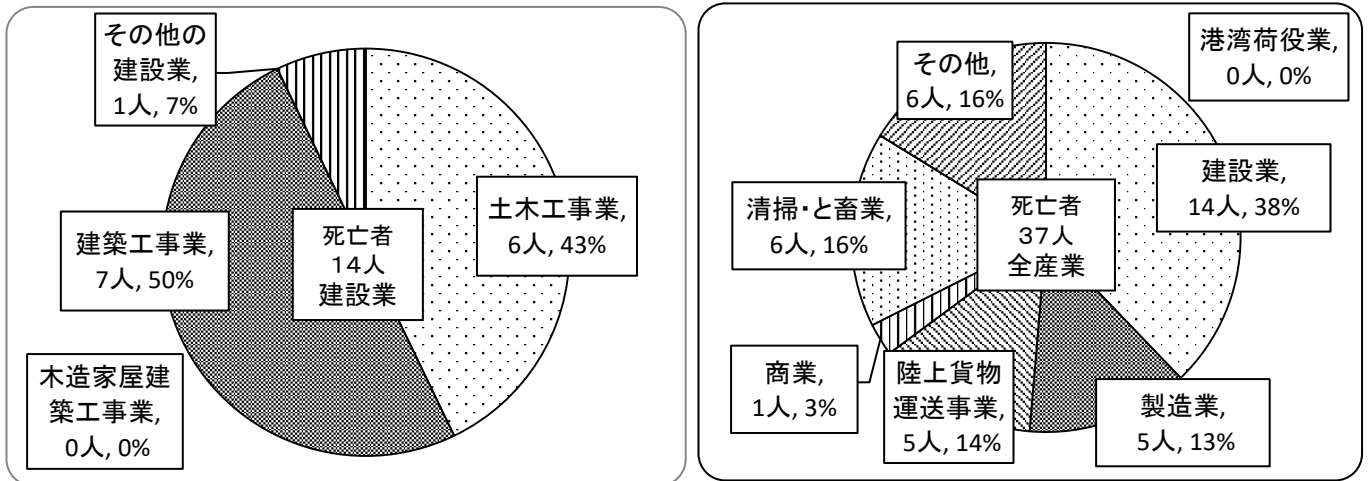
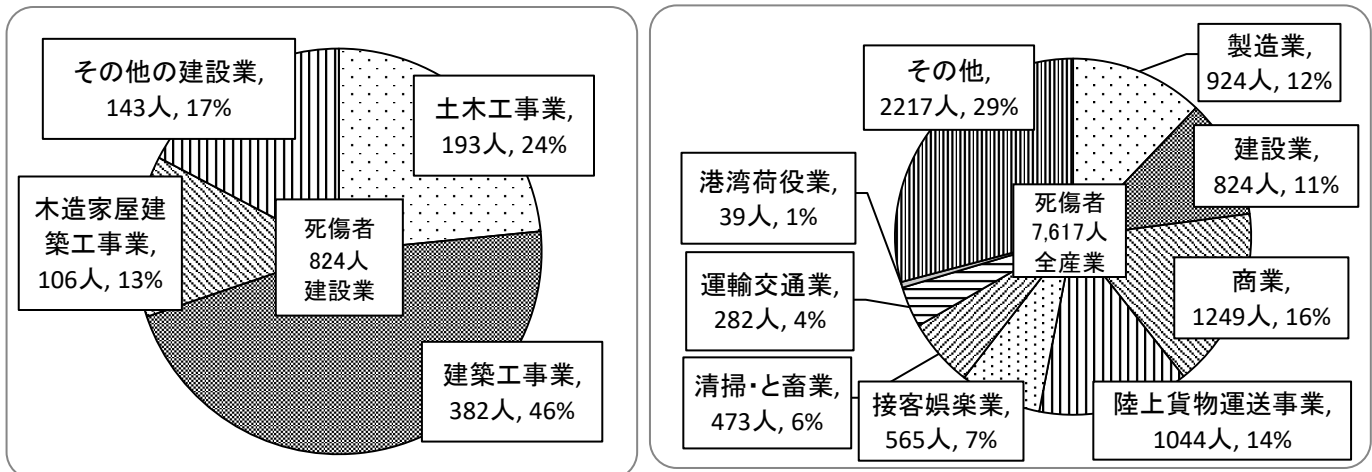


図2-2 令和2(2020)年 建設業・工事種別の死傷者数 (参考) 令和2(2020)年 全産業・業種別の死傷者数

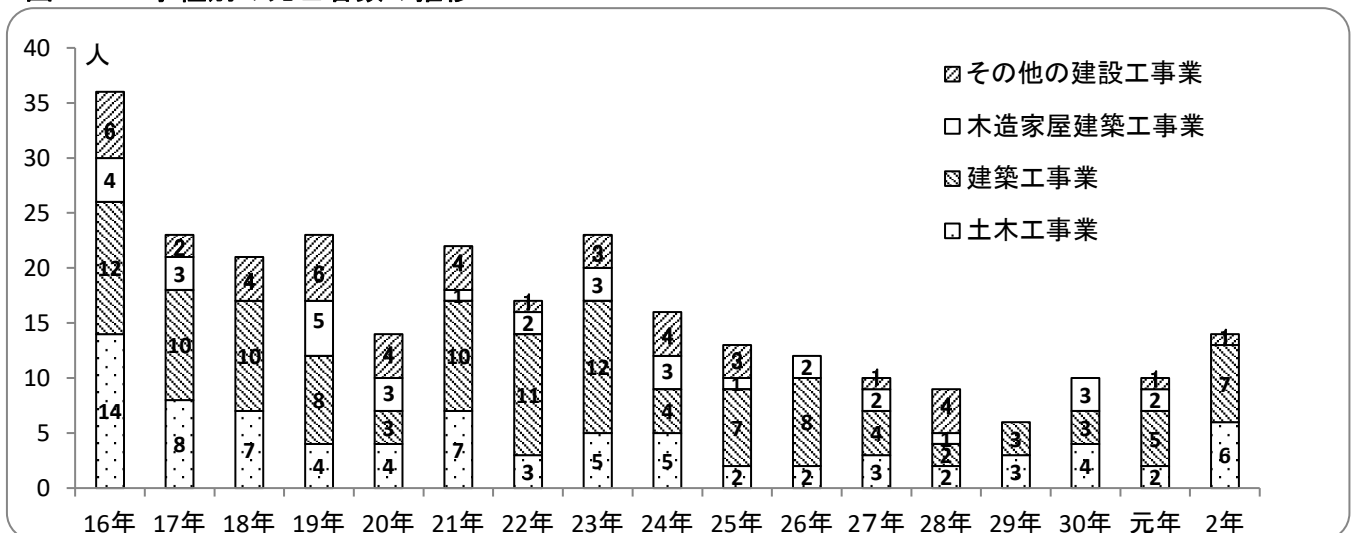


工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり、建築工事業が7人(50%)で、土木工事業が6人(43%)、その他の建設業(設備工事業等)が1人であった。木造家屋建築工事業では死亡災害の発生はなかった。

工事種別の死傷者数は、図2-2のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が382人と最も多く建設業全体の46%を占め、次いで土木工事業の193人(24%)、木造家屋建築工事業が106人(13%)、その他の建設業143人(17%)の順であった。この内訳の傾向は前年までとほぼ同じであった。

平成16年以降における工事種別の死亡者数推移は、図2-3のとおりであった。

図2-3 工事種別の死亡者数の推移



3 事業場規模別の災害発生状況

図3-1 令和2(2020)年 規模別の死亡者数

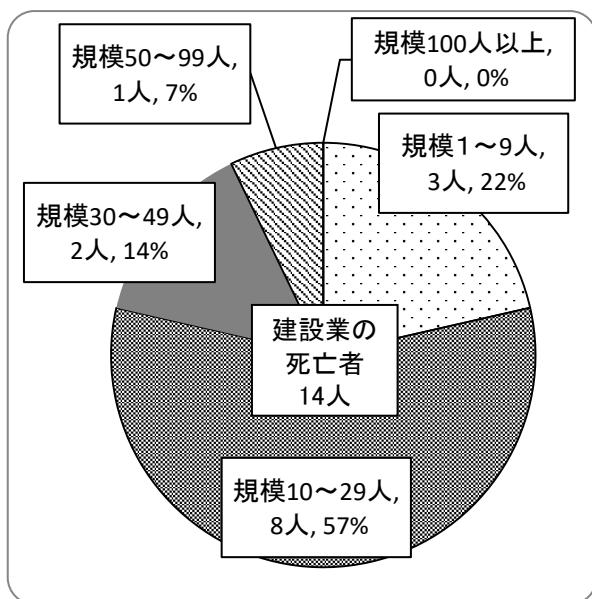
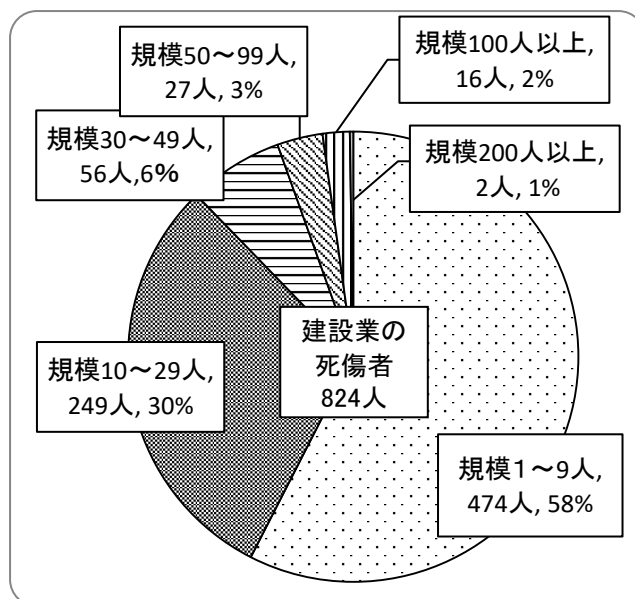


図3-2 令和2(2020)年 規模別の死傷者数



事業場規模別の死亡者数は、図3-1のとおり、事業場規模10～29人だけで8人(57%)、30人未満の事業場の合計で11人(79%)となった。

事業場規模別の死傷者数は、図3-2のとおり、10人未満の事業場が474人と最も多く建設業全体の58%を占め、次いで事業場規模10～29人の220人(30%)、30～49人の56人(6%)の順であり、建設業の死傷災害全体の94%が規模50人未満の事業場において発生している。

4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 令和2(2020)年 年齢階層別の死亡者数

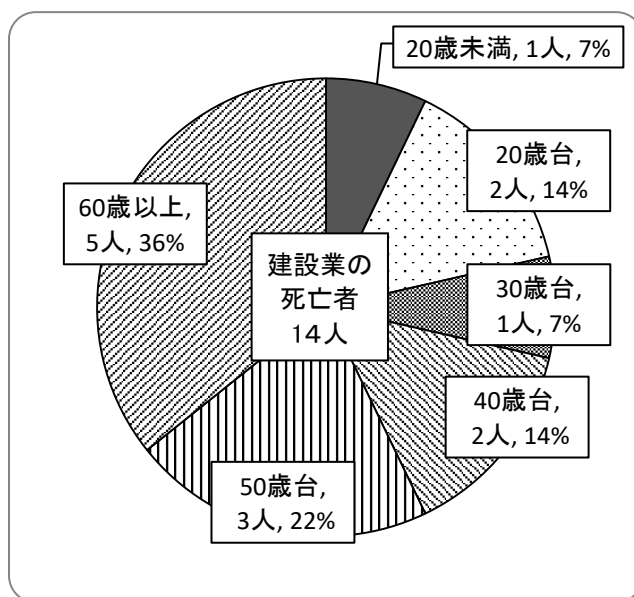
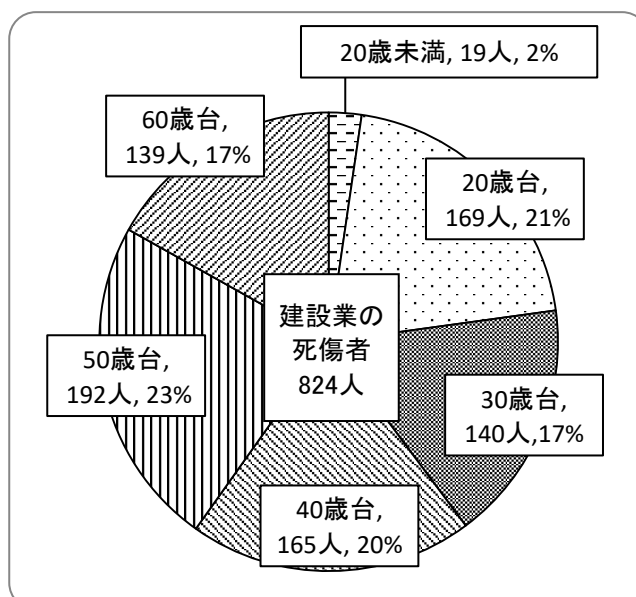


図4-2 令和2(2020)年 年齢階層別の死傷者数



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり、50歳台が3人、60歳台以上が5人であった。

年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり、50歳台が192人と最も多く全体の23%であるが、20歳台以上が169人(21%)、30歳台が140人(17%)、40歳台が165人(20%)、60歳台が139人(17%)と拮抗している。20歳未満では19人(2%)となっている。

なお、厚生労働省では、高齢労働者の労働災害防止のため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称「エイジフレンドリーガイドライン」)の普及を促進しているところである。

5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 令和2(2020)年 経験年数別の死亡者数

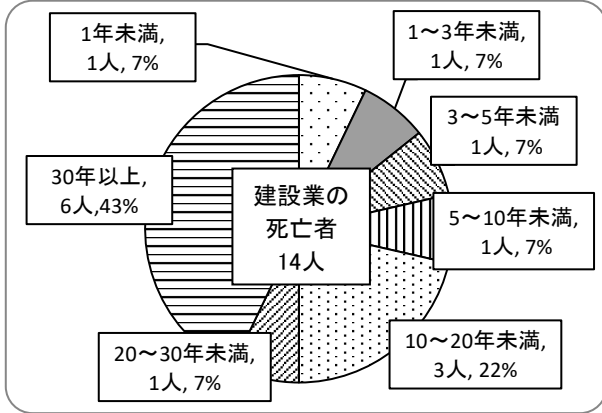


図5-2 令和2(2020)年 経験年数別の死傷者数

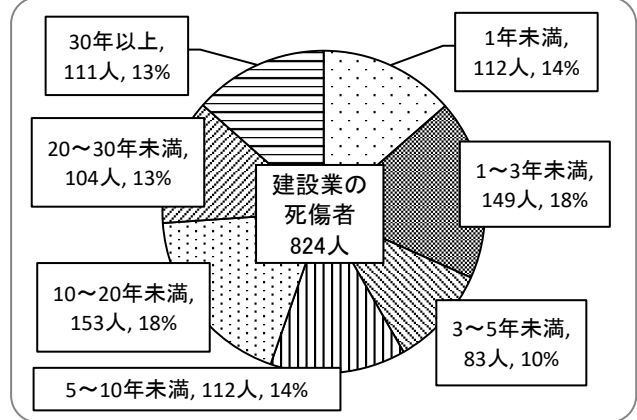
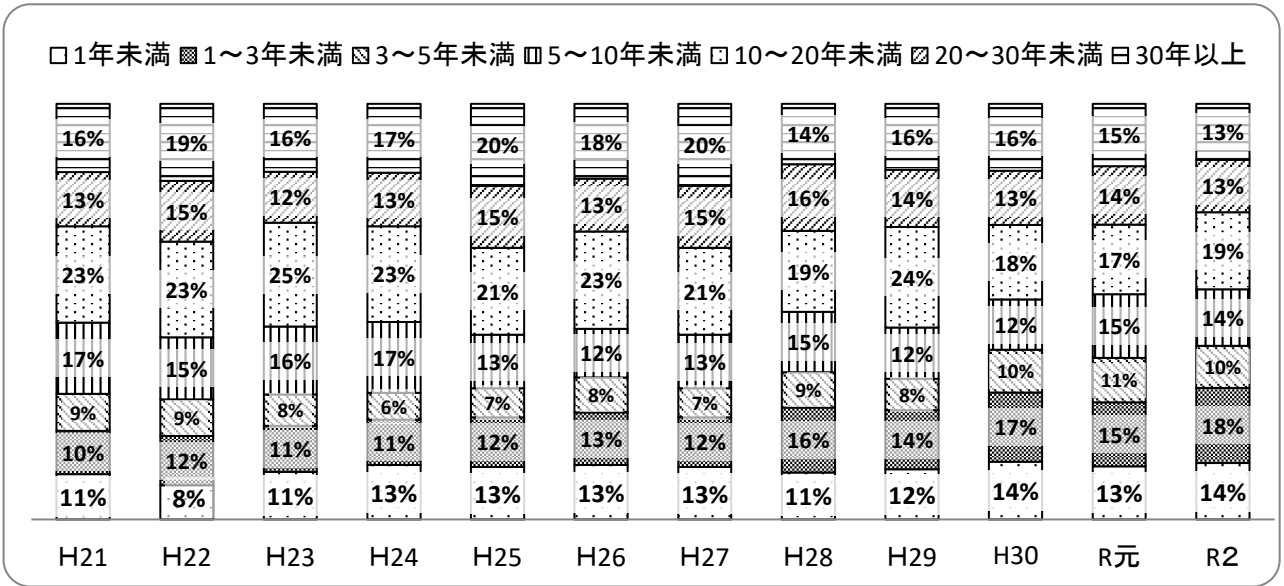


図5-3 経験年数別の死傷者数推移



経験年数別の死亡者数は、図5-1のとおりであった。30年以上のベテラン(高齢労働者)が6人(43%)と最も高い割合を占めている。

死傷者数は、図5-2のとおり、各年台で100人台が多くなっている。また、図5-3のとおり、10年以上の労働者の死傷者数全体に占める割合はわずかながらも減少傾向を示している。

6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

図6-1 令和2(2020)年年 現場入場日数別死亡者数

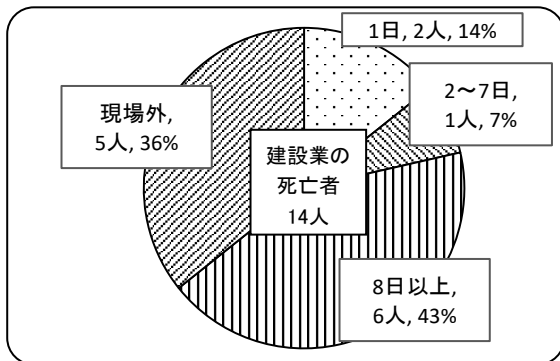
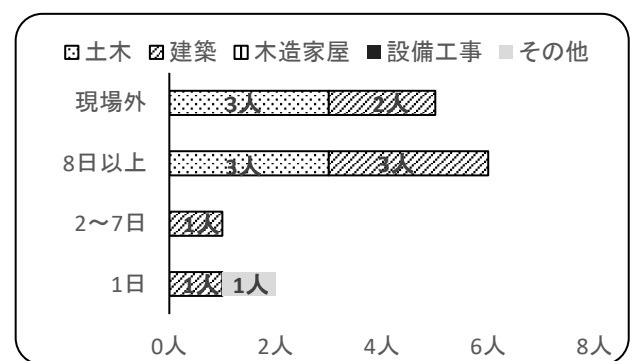


図6-2 令和2(2020)年年 工事種別現場入場日数別死亡者数



現場入場日数別の死亡災害発生状況は、図6-1のとおりである。交通事故や置き場作業における事故など、現場外で発生した災害が多いことに注意を要する。

工事種別発生状況は、図6-2のとおりで、建築工事に関連する災害が最多の7人となっているが土木工事に関連する災害が6人となり拮抗している。

7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 令和2(2020)年 事故型別の死亡者数

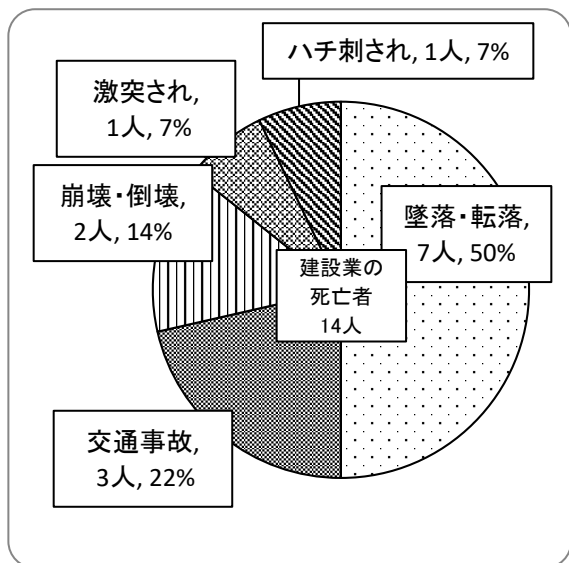
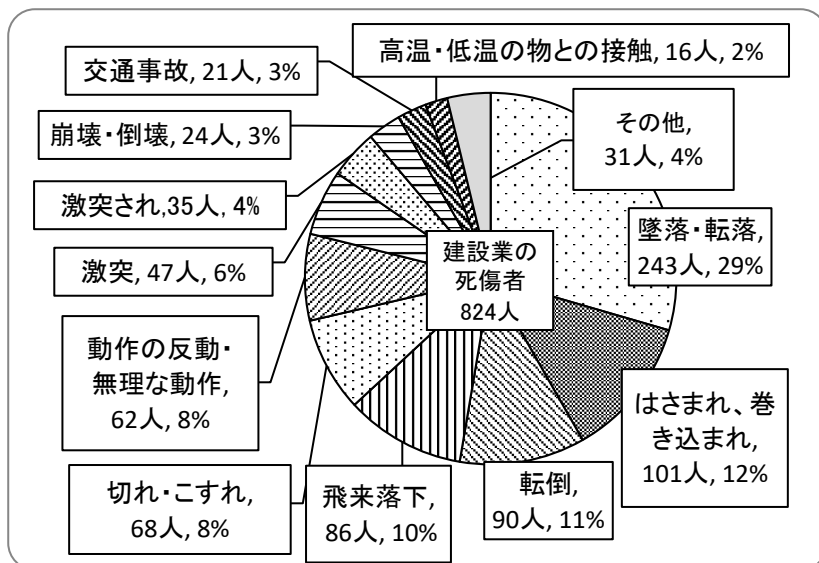


図7-2 令和2(2020)年 事故型別の死傷者数



事故の型別の死亡者数は、図7-1のとおりであった。そのうち「墜落、転落」による死亡者数は7人と最多である。

事故の型別災害の死傷者は、図7-2のとおり、「墜落、転落」が243人(29%)と最も多く全体の約3分の1を占めている。次いで「はさまれ、巻き込まれ」101人(12%)、「転倒」が90人(11%)、「飛来・落下」86人(10%)、「切れ・こすれ」68人(8%)、「動作の反動・無理な動作」62人(8%)、「激突」47人(6%)、「激突され」35人(4%)、「崩壊・倒壊」24人(3%)、「交通事故」21人(3%)、「高温・低温の物との接触」16人(2%)であった。

なお、建設業における足場からの墜落・転落防止措置を強化するため、平成27年5月20日付けで「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正され、さらに、平成27年7月1日に改正労働安全衛生規則が施行された。また、「安全帯の規格」に代わって「墜落制止用器具の規格」が新しく制定され、令和4年1月2日以降は新規格による墜落制止用器具(フルハーネス型およびベルト型)の使用が求められることとなった。

8 起因物別の災害発生状況

図8-1 令和2(2020)年 起因物別の死亡者数

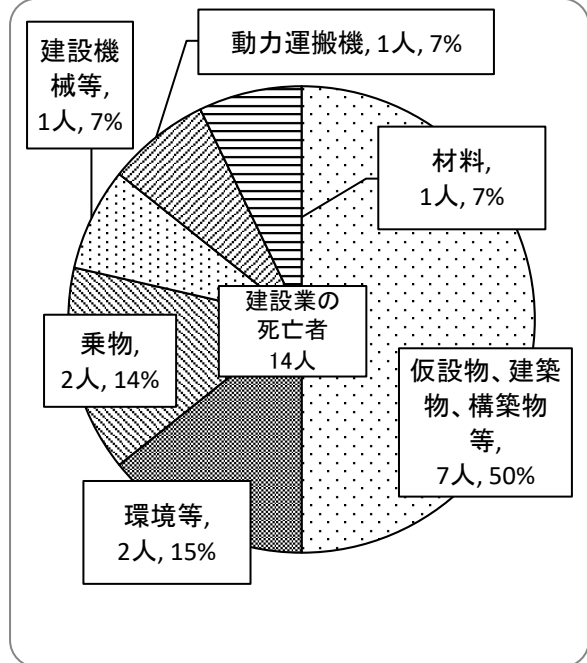
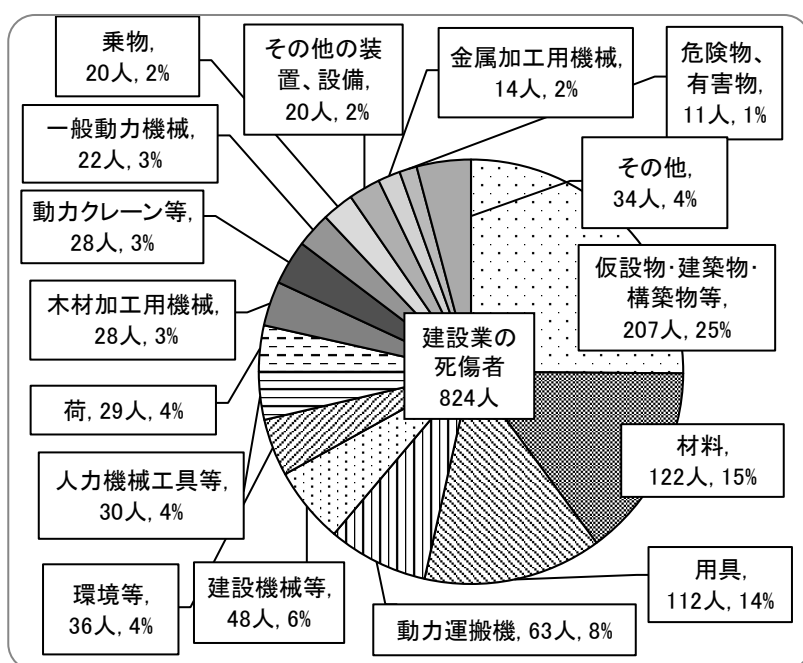


図8-2 令和2(2020)年 起因物別の死傷者数

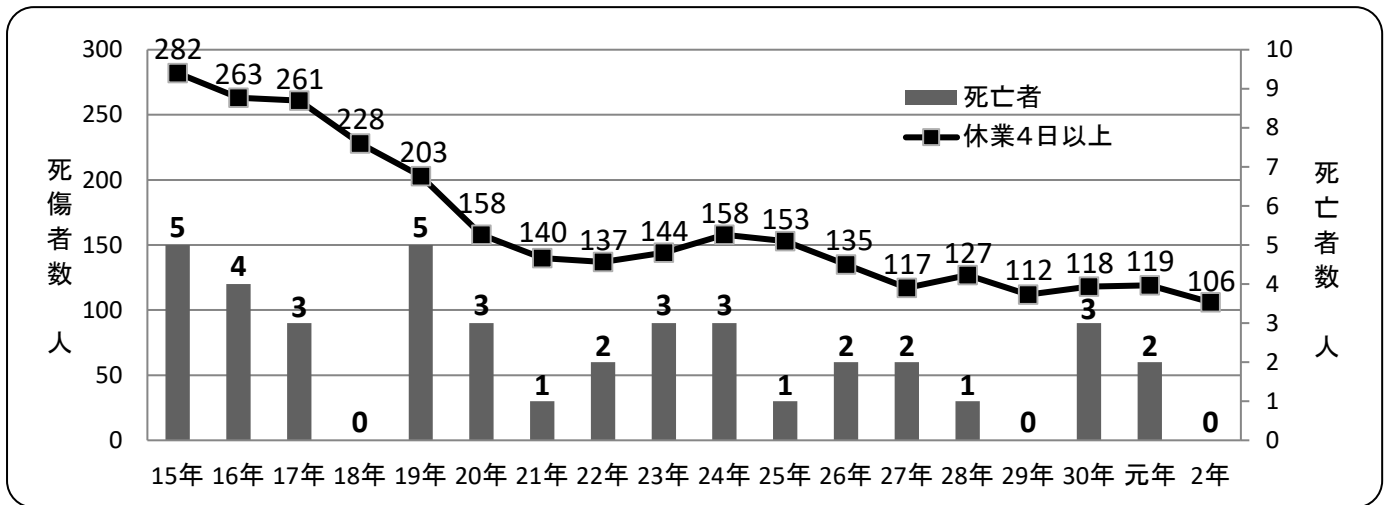


起因物別の死亡者数は、図8-1のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落・転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、207人で全体の25%を占めていた。次いで「材料」122人(15%)、「用具」112人(14%)、「動力運搬機」63人(8%)、「建設機械等」48人(6%)、「環境等」36人(4%)、「人力機械工具等」30人(4%)、「荷」29人(4%)、「木材加工用機械」28人(3%)、「動力クレーン等」28人(3%)の順であった(図8-2)。なお、脚立、はしご、ロープ等は「用具」の分類に含まれる。

9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

図9-1 木造家屋等建築工事における死傷者数推移（平成15年～令和2年）



令和2年の木造家屋等建築工事における死亡者数は0人であった。

死傷者数は、図9-1のとおり、長期的に減少傾向にあるが、令和2年は13人減少し106人となった。

なお、木造家屋等建築工事における平成15年以降の死亡者40人について事故の型別の発生傾向を考察すると、「墜落、転落」災害が29人であり死亡者全体の72.5%を占めている。

木造家屋等建築工事における重篤な災害要因である「墜落・転落」災害を防止するには、現場における墜落・転落防止対策の徹底が最も優先度が高いことから、建方作業時に先行して足場を設置する「足場先行工法」による現場施工が重要である。（望ましい足場の設置基準、施工手順及び留意事項等が示された『足場先行工法に関するガイドライン』が平成18年2月に改正されている。）また、令和4年1月2日以降は新しい規格による墜落制止用器具（安全帯）の使用が求められることとなり、特に、フルハーネス型の使用を進めることが肝要である。

図9-2 令和2(2020)年 事故の型別の死傷者数

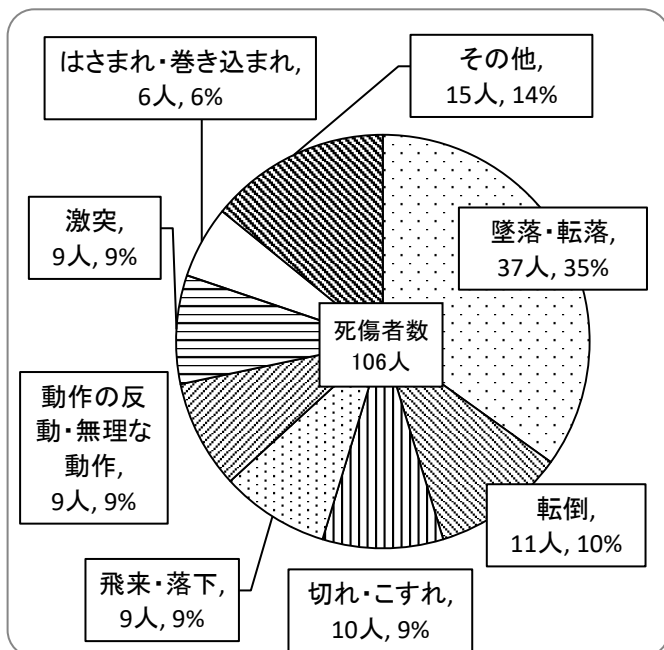
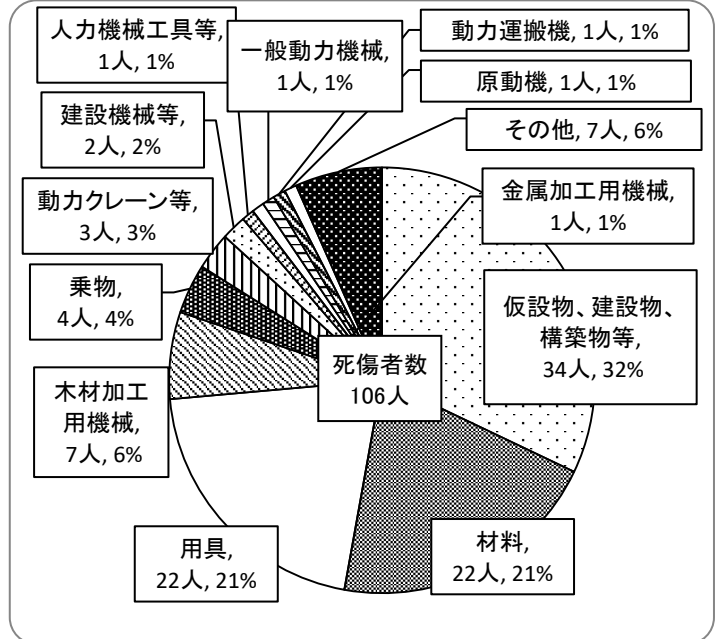


図9-3 令和2(2020)年 起因物別の死傷者数



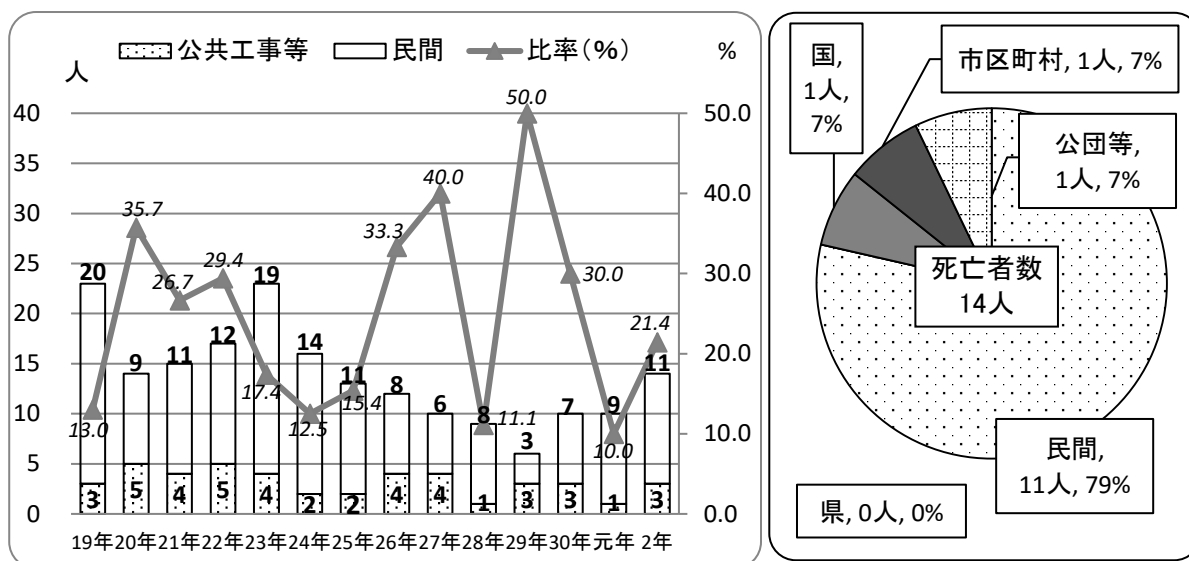
木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり、事故の型別では、「墜落・転落」が37人と最も多く全体の35%を占めており、2番目以降は、「転倒」11人(10%)、「切れ・こすれ」10人(9%)、「飛来・落下」9人(9%)「動作の反動・無理な動作」9人(9%)、「激突」9人(9%)であった。

起因物別では、図9-3のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」の死傷者数が34人と最も多く全体の32%を占めており、2番目以降は、「材料」22人(21%)、「用具」22人(21%)、「木材加工用機械」7人(6%)、の順となった。

10 公共工事等における災害発生状況

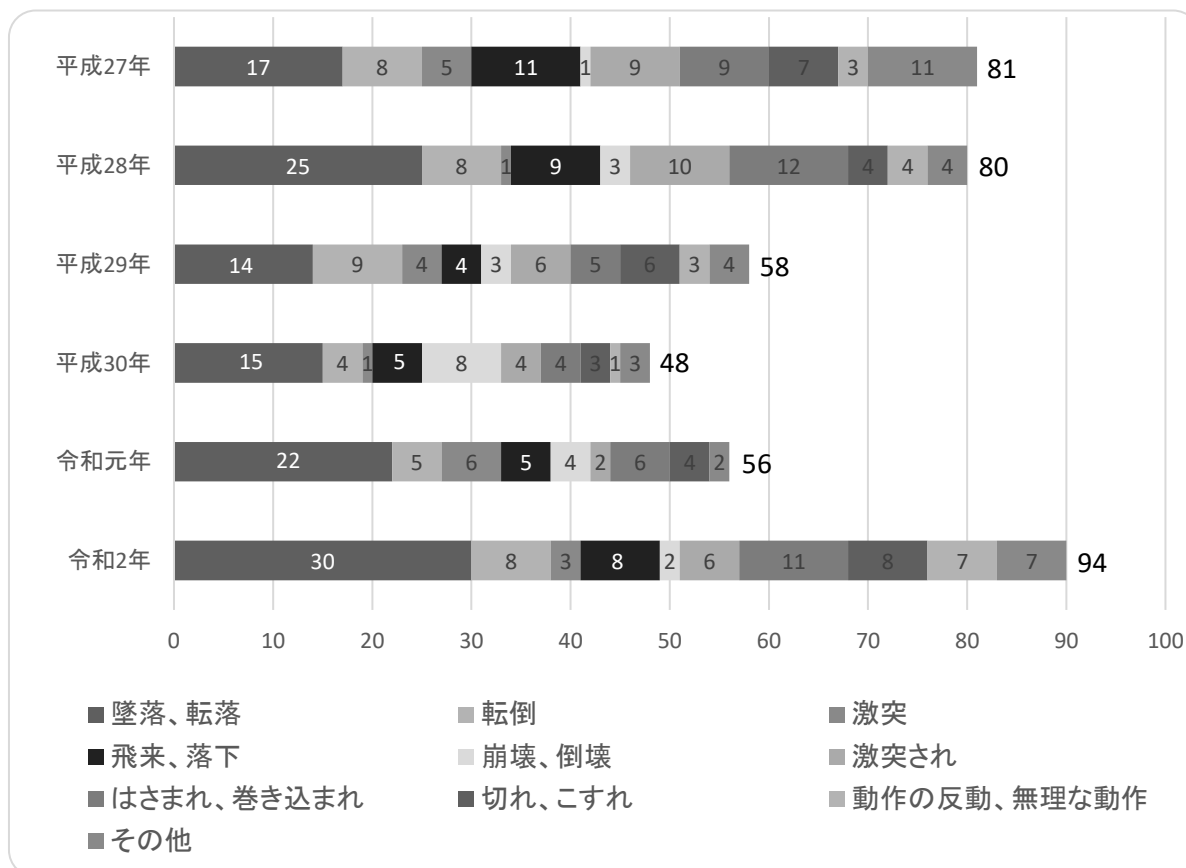
図10-1 公共工事等における死亡者数・比率

図10-2 令和2年 発注者別死亡者数



令和2年の建設業における死亡者14人のうち、公共工事等で発生したのは、3人(21%)であった。

図10-3 公共工事等における事故型別の死傷者数

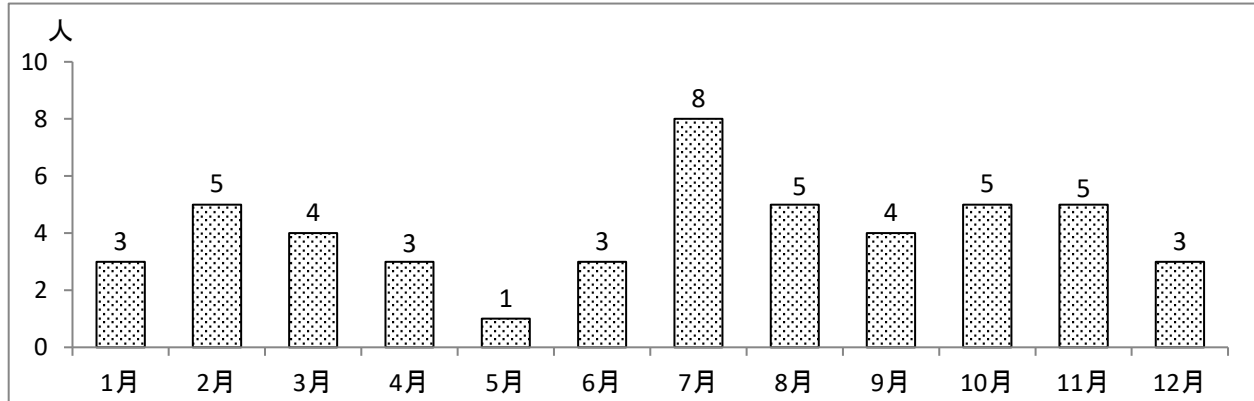


令和2年の公共工事等における死傷者は94人であり、建設業全体(824人)の11%を占めた。なお、公共工事等における発注者別の内訳は、国が8人、地方公共団体(県および市区町村)70人、公団等16人であった。さらに、工事種別の内訳は、土木工事業が62人、建築工事業が17人、その他の建設業が15人であった。

令和2年の公共工事等における死傷者94人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」が30人(32%)と最も多く、次いで「はさまれ、巻き込まれ」が11人(12%)、「転倒」「飛来、落下」「切れ、こすれ」がそれぞれ8人(9%)、「動作の反動、無理な動作」が7人(8%)となった。

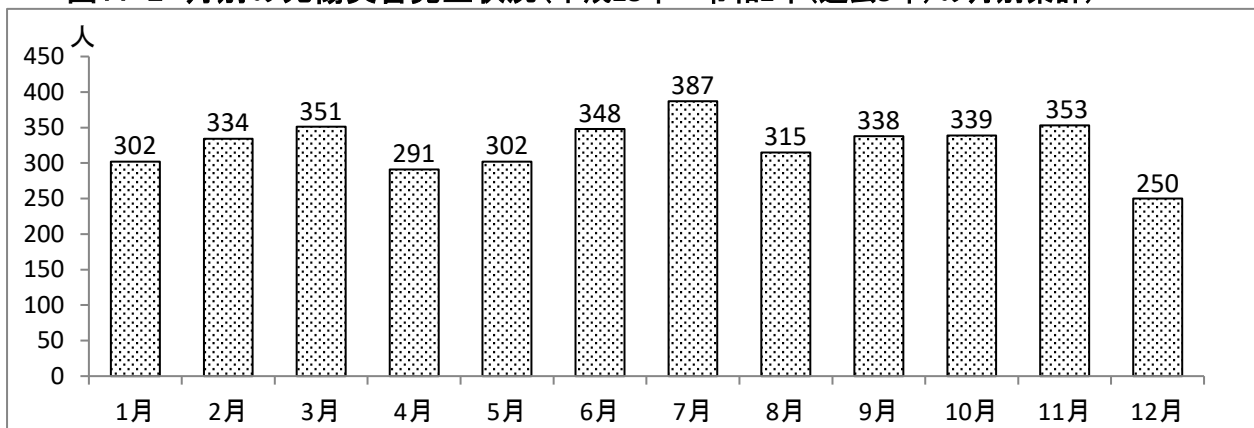
11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(平成28年～令和2年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は、図11-1のとおりであり、7月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

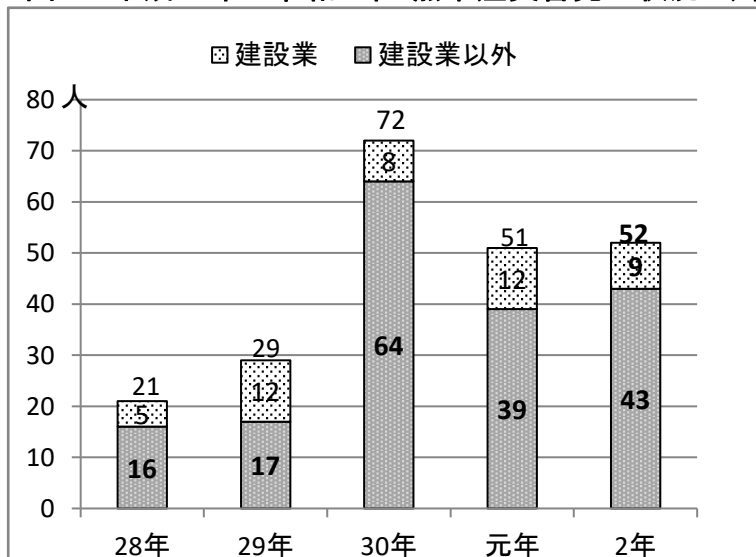
図11-2 月別の死傷災害発生状況(平成28年～令和2年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(5年間月別累計)は、図11-2のとおりであり、7月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

12 熱中症災害発生状況

図12 平成28年～令和2年 熱中症災害発生状況 (年別業種別死傷災害発生状況)



- 熱中症を予防するために
- ①冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保する。
 - ②氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備を配置する。塩及び飲料水を備える。
 - ③暑さ指数(WBGT値)を活用する。(WBGT値:温度、湿度、放射熱の3つを取り入れた指標)
 - ④日常の体調管理を徹底し、脱水症状を起こす誘因になりかねない作業前日の夜遅くまでの深酒を避け、作業に備えた十分な睡眠を確保する。

過去5年間の建設業、建設業以外の全業種における死亡及び休業4日以上熱中症の発生状況は、図12のとおりである。

熱中症による死亡災害については、26年に1人発生して以降、3年間発生していなかったが、30年は4人発生し、その内1人は建設業において発生した。元年には建設業において作業終了後、帰宅途中において発病した死亡災害が発生している。なお、2年には建設業における死亡災害は発生していない。

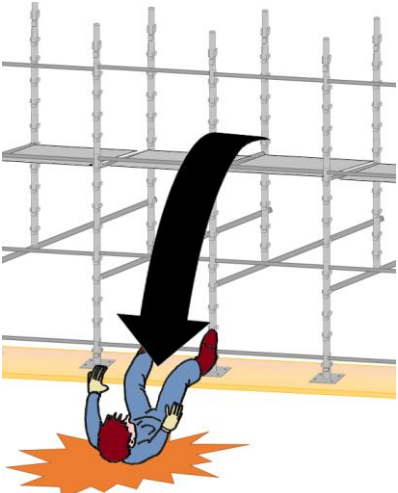


なお、厚生労働省では、熱中症予防の徹底を図ることを目的として、令和3年5月1日から9月30日までの期間に「S TOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開している(後に資料添付)。

令和2年における建設業の死亡災害の概要

番号	発生日 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	2月 16時頃	土木工事業 民間 50人～99人	基礎工用機械 激突され	<p>(発生状況) 被災者は自社で杭打機の輸送時仕様への組立の補助に従事。運転手が杭打機のリーダー下部を接地固定させていたジャッキを縮めて接地解除操作をしたところ、長さ約2メートルのリーダー下部が、リーダー本体とのヒンジを支点に大きく揺れた。その瞬間に被災者が何らかの理由で揺れる範囲に立ち入ってきて、リーダー下部に激突されたもの。</p> <p>(災害防止のポイント) 1 予め、リスクアセスメントを実施し、危険性がある作業、範囲を作業員間で共通認識とすること。 2 機械等に激突されたり、挟まれたりする等の危険がある場所に人がいないか確認してから機械の次の工程の操作をすること。 3 作業指揮者を定め、作業指揮させるにあたり、前項1、2について徹底すること。</p>
2	2月 15時頃	その他の建築工事業 民間 ～9人	乗用車、バス バイク 交通事故 (道路)	<p>(発生状況) 作業終了後、事業代表者の運転する車に同乗して帰路について、高速道路のトンネル内を走行中運転していた代表が一時的に意識を失い、トンネルの壁に激突した。その際、同乗者の被災者は車外に飛び出してしまい死亡したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) 1 シートベルトの着用 運転者自身のみでなく、同乗者のシートベルトの着用を必ず確認すること。 2 交通KY等による安全運転意識の向上 カーブにおいては事前に十分に減速して走行し、急ハンドルや急加速を行わないこと。 3 運転者健康状態の確認 定期健康診断を実施し、有所見者に関しては医師に就業上の注意事項の意見を聴取すること。 道路の状況等を把握し、余裕を持った運航計画により運行すること、運転者の労働時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(厚生労働省告示)を遵守すること。</p>
3	3月 0時頃	土木工事業 民間 30人～49人	建築物・構築物等 墜落、転落	<p>(発生状況) 夜間工事において鉄道トンネルの坑口構造物の上を通る、幅1.5メートルの通路を歩行中、体勢を崩し、約13メートル下の線路付近に墜落したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) 1 予め、リスクアセスメントを実施し、危険性がある作業、範囲があれば可能な限り物理的措置(手すりを設ける)を行う。残存する危険がある場合は作業員間で共通認識とし、危険個所に接近しないようにすること。 2 残存する危険がある通路では、日中に状況を確認し、危険個所の状況を把握する。夜間の作業時には、個々に照明を持たせる、棒を使用して次の一步を踏み出す前に足元を確認させるなど事前に対策を確認しておくこと。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	7月 0時頃時	土木工事業 民間 10人～29人	乗用車、バス バイク 交通事故 (道路)	<p>(発生状況) 夜間工事の現場に向かって高速道路を走行中のワゴン車が、ジャンクション前の右カーブでブレーキをかけたところタイヤが横滑りして道路左側側壁に車両左後部が衝突し、同乗の作業者のうち2名が死傷したものの。</p> <p>(災害防止のポイント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通KY等による安全運転意識の向上 定員いっぱいの重量で走行している際や雨天等スリップしやすい状況など、カーブにおいては事前に十分な減速をして速度を落として走行し、急ハンドル、急加速を行わないこと。 2 車両の管理 日常点検、走行前点検等により車両の状態を確認し、天候、季節等に応じて滑り止めの性能が高いタイヤを装着する等車両の管理を徹底すること。 3 余裕を持った運行計画 道路の状況等を把握し、余裕を持った運行計画により運行すること、運転者の労働時間は「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に定める以下の項目について遵守すること。 拘束時間は、原則4週間を平均し1週間あたり65時間以内(4週間で260時間以内)、原則1日13時間以内とし、勤務終了後、継続8時間以上の休憩を与えること。
5	7月 11時頃	土木工事業 民間 30人～49人	その他の環境等 墜落、転落	<p>(発生状況) 橋梁建設工事現場の仮設の構台に設置していた二柱式看板(高さ3メートル、看板部分の高さ0.9メートル×幅4メートル)を2名で撤去中、突風(当日の最大瞬間風速11.1メートル/秒)で看板があおられて、1名が看板と一緒に構台の手すり(高さ約102センチメートル)を超え、構台下の橋脚用深礎杭の底まで、約60メートル墜落したものの。</p> <p>(災害防止のポイント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 リスクアセスメントを実施する際に最新の天候の情報を入手すること。強風により墜落等の危険が予想されるときは天候が悪化する前に対策作業を終了すること。 2 天候が悪化後に作業の必要性を再度検討し、作業が必要な場合は現場の環境や状況、作業内容に応じた墜落防止のための手すりや囲い等の設備、安全带等の使用を徹底すること。 3 墜落転落の危険のある個所における作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に安全な作業手順による作業を直接指揮させること。
6	7月 1時頃	その他の建設工事業 民間 10人～29人	トラック 交通事故 (道路)	<p>(発生状況) 夜間工事現場の残土を、ダンプカーで運搬中、残土捨て場の受付所の手前の道路上にダンプカーを止め、荷台にかけていた飛散防止用シートを外し、道路上でシートを折り畳み丸めているとき、後方から来た別会社のダンプカーに轢かれたもの。</p> <p>(災害防止のポイント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 接触の防止等の管理体制 予め、リスクアセスメントを実施し、走行路上等で作業しない作業計画を検討すること。 2 交通労働災害防止対策 道路上でない作業でも、取引先の敷地内の走行車両との危険を防止するため、周囲に存在を示すために反射材を用いたものを着用し、囲い、柵、ガード、案内誘導標識等を設けること。 3 作業計画による運行 ダンプカーやトラックなどの貨物自動車を運行させる場合、運行経路、作業の方法などが示されている作業計画を定め、当該作業計画により運行させること。

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	8月 11時頃	建築工事業 民間 10人～29人	足場 墜落、転落	<p>(発生状況) 11階建てビル新築現場で、外周の枠組足場を解体作業中、被災者は足場10層目で、解体した足場部材を地上に下ろすため、下の層にいる作業者に渡した際に、誤って地面まで約17メートル墜落した。フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）を着用していたが、そのフックを使っていなかったもの。</p> <p>(災害防止のポイント) 1 墜落転落防止措置 予め、リスクアセスメントを実施し、危険性が少ない方法(例えば足場 ブロックで一括しておろしてから解体する)工法が取れないか検討すること。安全帯を安全に取り付けるための設備等を設けること。 2 足場の解体作業時の管理体制 作業前に作業者に安全帯を使用する作業法であることを確認させ、足場の組立等の作業主任者を選任し、作業方法等を決定し、作業指揮者の直接指揮の下、作業の進行状況、安全帯の使用状況を監視し、安全帯を適切な取り付け具に取り付けたことを確認してから次の行動をとらせること。</p>
8	8月 15時頃	土木工事業 地方公 10人～29人	建築物、構築物 墜落、転落	<p>(発生状況) 建設残土の仮置き場に常駐しドラグ・ショベルで残土を均していたところ、残土の下に埋もれていた、廃止済の地下タンク（直径約45メートル、深さ約30メートル）の蓋が崩れ落ち、ドラグ・ショベルとともに落下したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) 1 事前の調査及び記録 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による危険を防止するため、予め、当該作業にかかる場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておくこと。 上記に加えて、埋設物、架空電線等の有無及びその状況、既設の道路の状況、既設の建設物の状況について調査し、その結果を記録しておくこと。 2 作業計画 予め、調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、これによって作業を行うこと。</p>
9	9月 14時頃	建築工事業 民間 10人～29人	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	<p>(発生状況) 工場の屋根の補修工事において、さび等の破片が屋根の上に散乱したので、これを掃き集めていたところ、スレート屋根になっている箇所を踏み抜き、約8メートル下の工場床に墜落したものの。</p> <p>(災害防止のポイント) 1 踏み抜き防止措置 スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じること。 ※防網を張る等の「等」には親網を配置し、安全帯を使用させることも含む。 2 作業状況の把握と手順の見直し 作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業を実施する際には、職長と元方事業者職員が協議し、承認を得てから作業を行うこと。</p>

番号	発生月	業種	起因物	発生状況
	発生時刻	事業場規模	事故の型	災害防止のポイント
10	9月 11時頃	建築工事業 民間 ～9人	足場 墜落、転落	<p>(発生状況) 施設改修工事において、外周に設置したクサビ緊結式一側足場の足場板から約3メートル墜落したものの。</p> <p>(災害防止のポイント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 墜落防止の措置 足場からの墜落を防止するため、床面からの高さ85cm以上の手すり等及び中さん（高さ15cm以上40cm以下）や幅木等を設けること。 2 高所での作業等においては安全帯及び墜落時に頭部を保護するための保護帽を着用すること。 3 作業指揮者の指名等 足場における作業を行う場合には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、以下の事項を行わせること。 <ul style="list-style-type: none"> ・その日の作業を開始する前に、安全帯の取り付け設備に異常がないことを確認する。 ・作業者が安全帯を適切に使用していることを確認する。 ・作業者が保護帽および安全靴等の安全な履き物等を着用していることを確認する。
				
11	10月 9時頃	建築工事業 民間 10人～29人	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p>(発生状況) 地上43階地下2階建てビル新築現場で、深さ10メートルまで縦穴状に掘削し土止め支保工を設け、さらにドラグ・ショベルで約2メートル掘り下げたところで予想外の湧水があり排水ポンプ設置の段取り中、横矢板下部より土砂が流出して埋まったもの。</p> <p>(災害防止のポイント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査 地山の掘削作業を行う場合には作業箇所、周囲の地山について、あらかじめ形状、地質、地層、き裂、含水、湧水などの状態についてボーリングその他の適当な方法により調査を行うこと。 2 施工計画 上記調査結果に基づき、掘削面の下方で作業を行う場合にあっては掘削面の崩壊を防止するための防護の方法などを含む施工計画を立て、当該計画により作業を行うこと。 3 土止め支保工の措置等 土砂崩壊により作業者に危険を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ土止め支保工を設け、防護網を張り、作業者の立ち入りを禁止すること、さらに地質の変化、異常な湧水等の状況の変化に応じて当該支保工を補強し、または掘削面の高さを低くし、若しくは掘削面のこう配を緩くすること。
				
12	10月 14時頃	土木工事業 民間 ～9人	その他の環境等 その他	<p>(発生状況) 線路脇の法面の除草作業中、茂みから出てきたオオスズメバチらしき蜂に腕を刺され、アナフィラキシーショックを発症したものの。</p> <p>(災害防止のポイント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 蜂に刺されるおそれのある場所で、作業を行うにあたっては、肌を露出しないように心掛け、長袖の作業着を着用し、軍手等をはめること。また、ヘルメットの下につばの広い帽子等を被り、頭を露出しないこと。 2 過去にハチ刺されによって蜂毒アレルギーの症状があった場合には、当該作業のように蜂に刺される危険がある作業に従事させないこと。 3 作業者に対して蜂に刺された時の救急処置、蜂毒アレルギーの症状等について教育を行うこと。 4 アナフィラキシーショック発症時の緊急治療のため、自己注射製剤（エピペン®等）を持参しておくこと。
				

番号	発生月	業種	起因物	発生状況
	発生時刻	事業場規模	事故の型	災害防止のポイント
13	11月 14時頃	建築工事業 国 ～9人	建築物、構築物 墜落、転落	<p>(発生状況) 解体工事現場で、人工地盤に混在する廃棄物を手作業で分別中、人工地盤の端から約6メートル墜落したもの。</p> <p>(災害防止のポイント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高さが2メートル以上の箇所で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある端部で作業を行う場合には、囲い、手すり、覆い等を設けること。 2 1の措置がとれない場合には、親綱を張る等安全带の取り付け設備を設け、作業者に安全带（フルハーネス型）を使用させること。 3 墜落のおそれのあるところで作業する際には、あらかじめ作業指揮者を指名し、その者に当該作業を直接指揮させるとともに、以下の事項を行わせること <ul style="list-style-type: none"> ・その日の作業を開始する前に、安全带の取り付け設備に異常がないことを確認する。 ・作業者が安全带を適切に使用していることを確認する。 ・作業者が保護帽および安全靴等の安全な履き物等を着用していることを確認する。
				
14	12月 13時頃	その他の建築工事業 民間 10人～29人	金属材料 崩壊、倒壊	<p>(発生状況) 資材置場で単管足場の支柱18本の束（長さ3.6メートル、直径5センチメートル、重量13キログラムの支柱を横6本3段にして番線で束ねたもの）を2束ずつ金属バンドで結束中、作業対象の隣に積まれていた10段の束（高さ1.8メートル）が上から7段分倒壊し、その下敷きとなったもの。</p> <p>(災害防止のポイント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予め、リスクアセスメントを実施する。実施する時期は結束した単管を積み上げる前に実施し、支柱の設置位置、単管の結束方法を含め、搬出時の作業も考慮して実施すること。 2 結束した束を移動する作業の前に崩壊等の危険がないが再度状態を確認し、危険性が少ない作業方法を選択する。残存した危険は作業者が認識し待避の空間を確保しておくこと。 3 積み重ねた資材を倒れないように結束する際には、倒れ止めのブロックを配置したり、機械を使用した荷役とするなど被災する可能性がない作業方法を選択すること。
				

神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画推進状況

神奈川県労働局 令和3年(2021年)4月30日現在

計画期間

*2018(平成30)年度~2022(令和4)年度(5か年計画)

計画の全体目標

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少(2017年比)

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少(同上)

【2017年(比較基準年):死亡者数30人、死傷者数6551人】

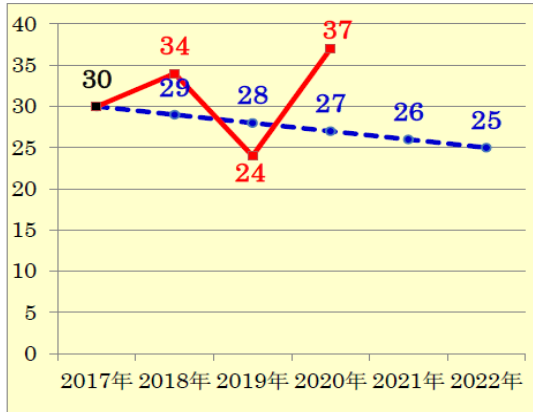
【2022年(最終目標):死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

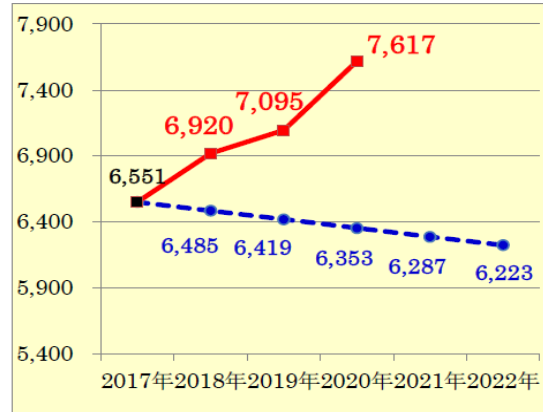
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

2022年目標への各年の具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



(点線のグラフは2018年計画策定時の最終目標までの指標数値、赤線は確定値)

労働災害現象目標と実績	業種	種別	2017年	減少目標	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
			(H29)		(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	(R4)
全業種	死亡者数		30	15%減少	29	28	27	26	25
					34	24	37	7	
	死傷者数		6,551	5%減少	6,485	6,419	6,353	6,287	6,223
					6,920	7,095	7,617	1,286	
建設業	死亡者数		6	15%減少	5	5	5	5	5
					10	10	14	2	
	死傷者数		730	10%減少	715	700	685	671	657
					727	808	824	103	

足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」

▶P7

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

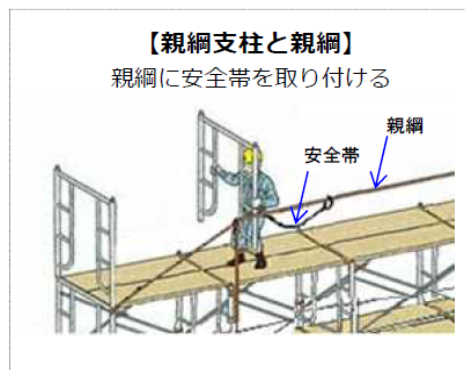
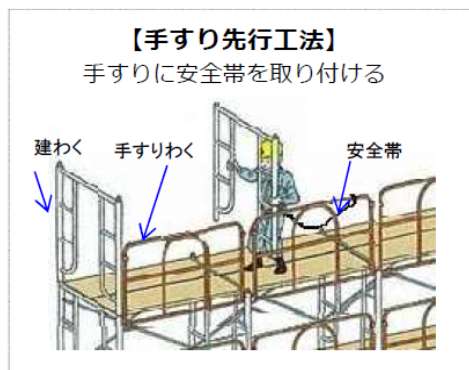
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次
の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けると、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板 2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適切な位置に安全带を取り付けることができるものことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



- ▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

－経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

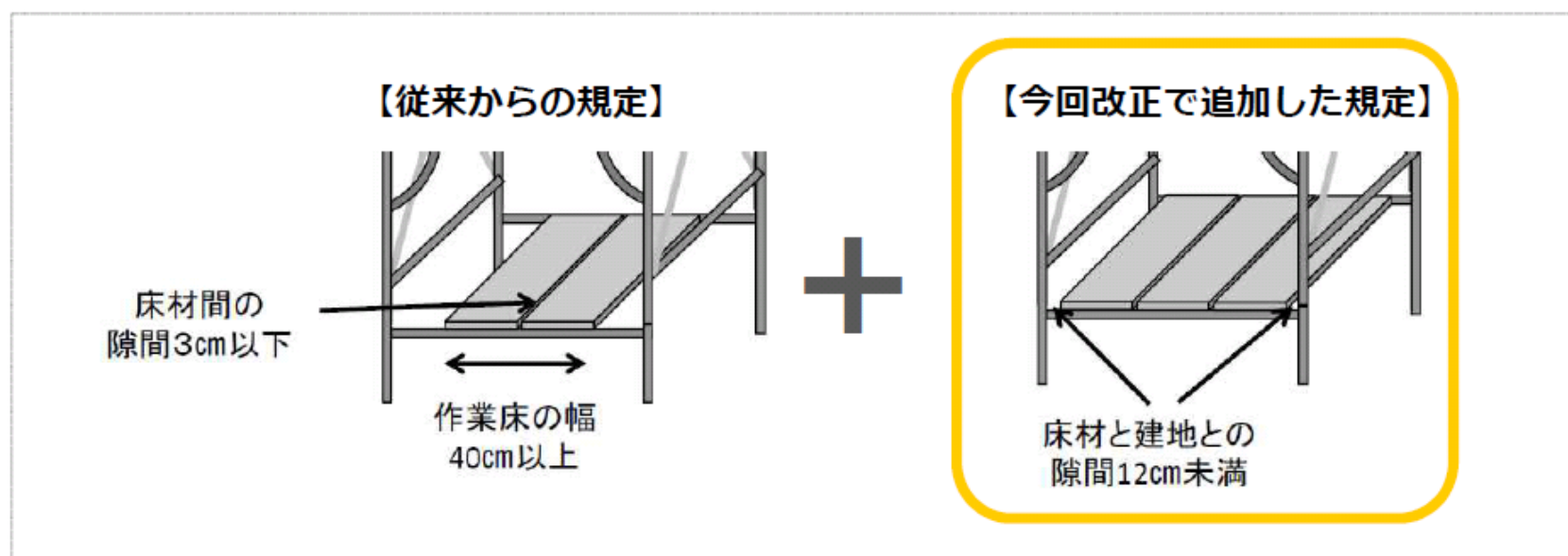
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

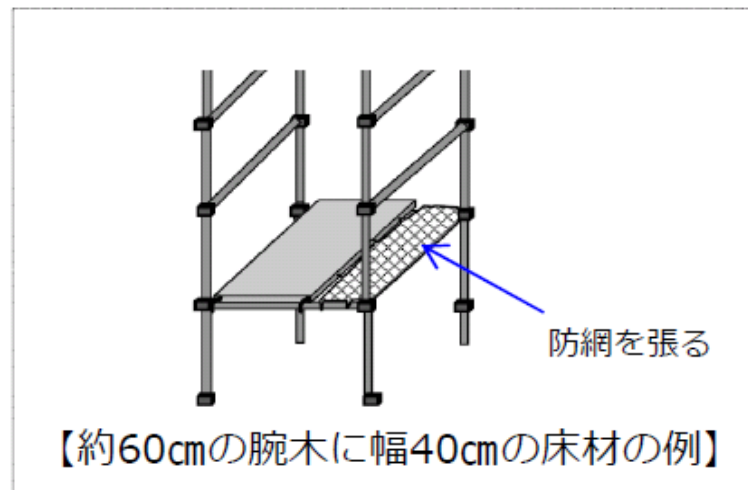
<留意点>

- ①床材が片側に寄ることによって12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
- ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでもふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



<留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直ちに**取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

- ①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

- ①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ) と作業構台でも必要です。

<留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

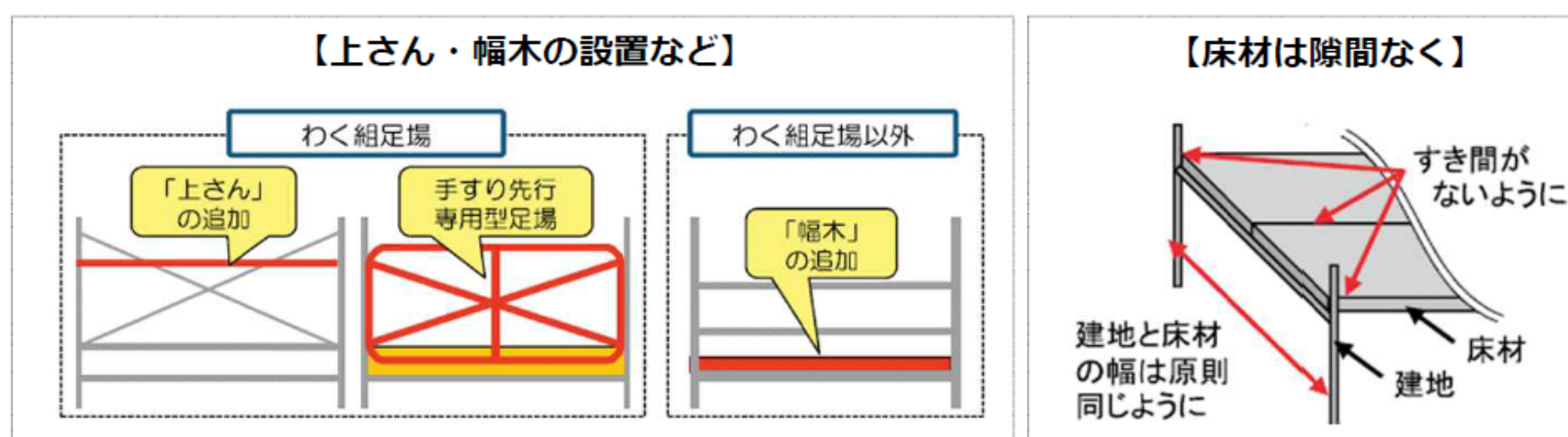
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実にいきましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化 検索

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

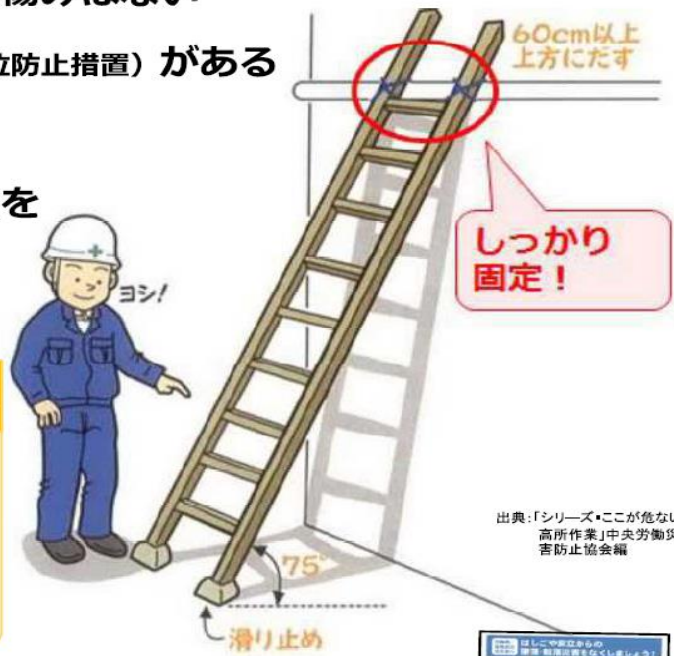
(作業前点検リスト)

年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう



「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

出典:「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

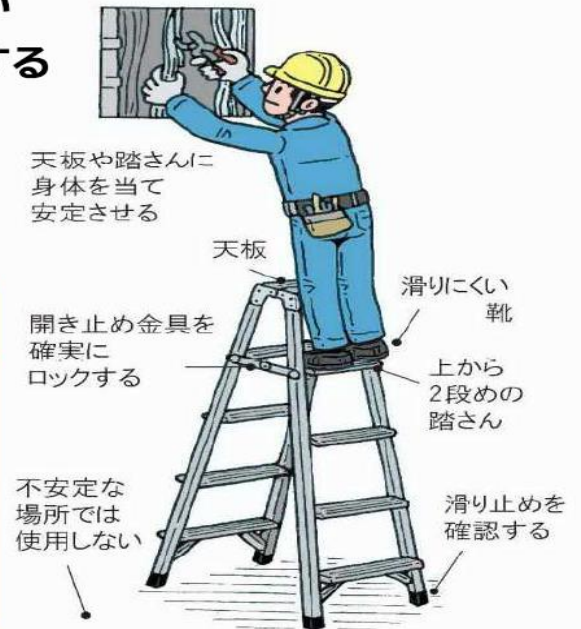
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、
折りたたみ式のものは、角度を確実に保つ
ための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

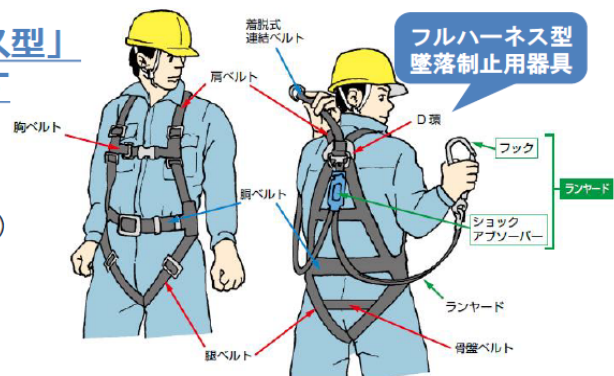
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合 (高さが6.75m以下) は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育 (学科4.5時間、実技1.5時間) を受けなければなりません。

- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務 (ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2～

ガイドラインについて P 4～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.4

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の規格については、2019(平成31)年1月に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ポイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者が義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について → 5ページ参照
2019(平成31)年1月に告示された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

（旧）安全帯の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(令和4)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間					使用可能 (2022(令和4)年1月1日まで)												×
安全帯の規格改正(予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能												販売可能				×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。

(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。

(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

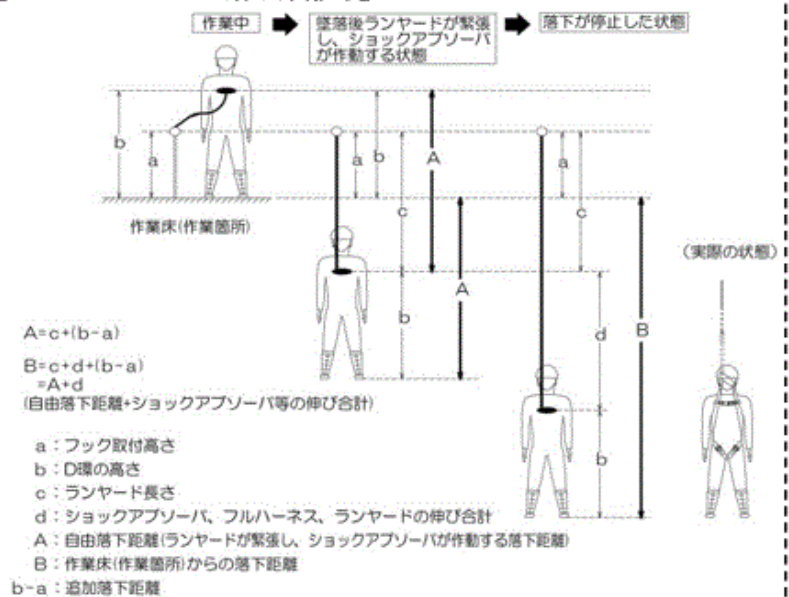
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

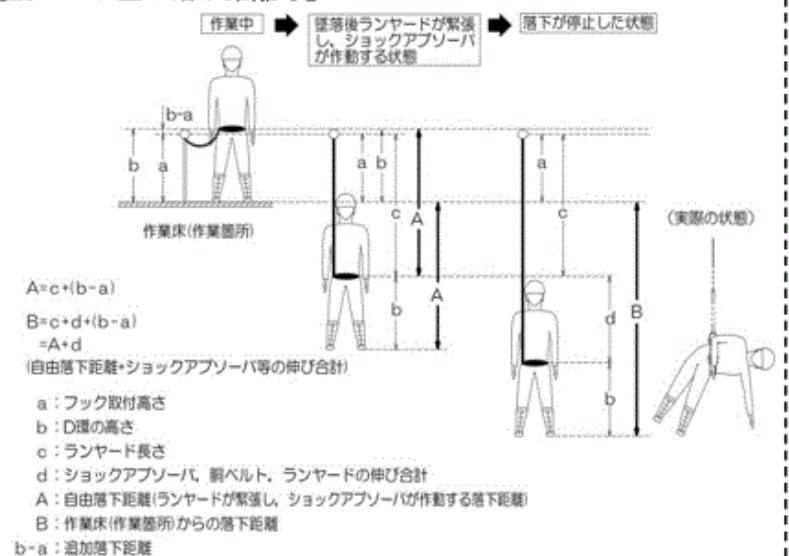
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

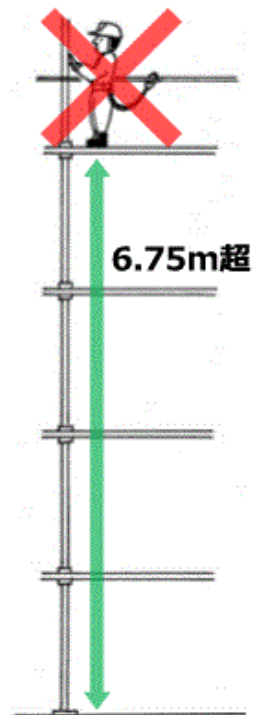
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

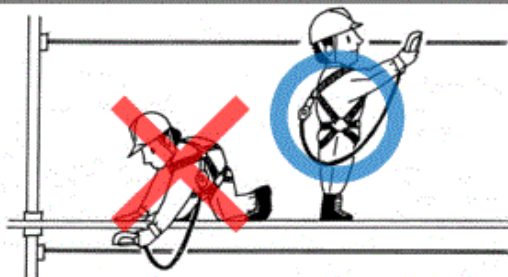
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



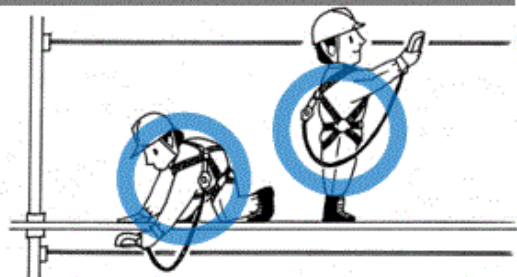
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。(両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。)

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



【 墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋） 】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等(ワークポジショニング作業を伴わない場合)

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ^{※1}を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔 ※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。 〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件^{※2}を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔 ※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。 〕

○ 柱上作業等(ワークポジショニング作業を伴う場合)

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)
しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)
(安衛則第539条の2より)

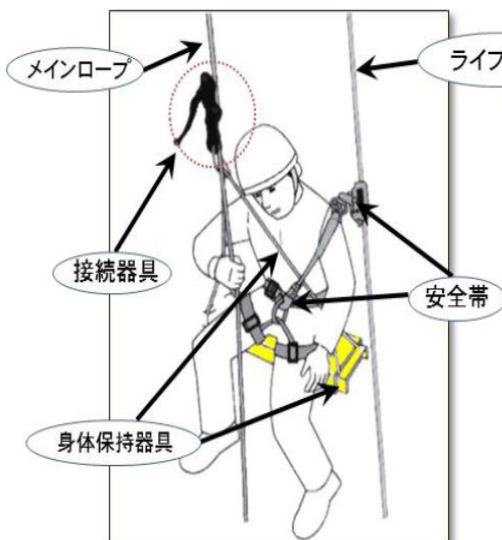
ロープ高所作業における危険の防止のための規定

(平成28年1月1日施行)

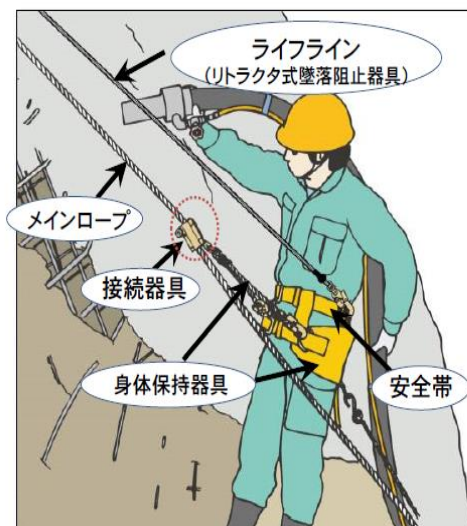
1 ライフラインの設置

安衛則第539条の2

- ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。
なお、ライフラインとしてリトラクタ型墜落阻止器具を用いることもできます。



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例



のり面保護工事でのロープ高所作業の例

2 メインロープ等の強度等

安衛則第539条の3

- (1) メインロープ等[※]は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用する必要があります。

※メインロープ等とは、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具とこれをメインロープに取り付けるための接続器具のこと

- (2) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとる必要があります。なお、これらの措置については、複数人で確認するようにしてください。

- ① メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること



△ 支持物とメインロープとの緊結の例 △

- ② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さを有すること
- ③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行うこと
- ④ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること
なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものをを用いる必要があります。

▼ 切断防止措置の例(巻き付け型養生)



切断防止措置の例 (置き型養生) ▲

3 調査及び記録

安衛則第539条の4

- ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。
 - ① 作業箇所とその下方の状況
 - ② メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況
 - ③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況
 - ④ 切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態

4 作業計画

安衛則第539条の5

- 3の調査を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画をつくり、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。
 - ① 作業の方法と順序
 - ② 作業に従事する労働者の人数
 - ③ メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
 - ④ 使用するメインロープ等の種類と強度
 - ⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ
 - ⑥ 切断のおそれのある箇所と切断防止措置
 - ⑦ メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置
 - ⑧ 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
 - ⑨ 労働災害が発生した場合の応急の措置

5 作業指揮者

安衛則第539条の6

- ロープ高所作業を行うときは、作業計画に基づく作業の指揮、2(2)の措置が行われていることの点検、作業中の安全带と保護帽の使用状況の監視を行う、作業指揮者を定める必要があります。

6 安全带・保護帽

安衛則第539条の7・安衛則第539条の8

- ロープ高所作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全带を使用させる必要があります。また、物体の落下による危険を避けるため、関係労働者に保護帽を着用させる必要があります。
- 使用する安全带はライフラインに取り付ける必要があります。なお、安全带のグリップは、使用するライフラインに適したものをを用いる必要があります。
- 安全带、保護帽の使用を命じられた労働者は、これらを使用する必要があります。なお、安全带の取り付けについては、複数人で確認するようにしてください。

8 その他

- 今回新たに施行される規定以外にも、ロープ高所作業を行うときは以下の安衛則第522条(悪天候時の作業の禁止)・第523条(照度の保持)・第537条(物体の落下による危険の防止)・第530条(立入禁止)の規定が適用されます。

特別教育を必要とする業務の追加

(平成28年7月1日施行)

特別教育

安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

- 労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。

教育科目

	教育科目	内 容	時間
学 科 教 育	1 ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1時間
	2 メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法	1時間
	3 労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全带、保護帽の使用方法和保守点検の方法	1時間
	4 法令関係	法、令、安衛則内の関係条項	1時間
実 技 教 育	1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全带と保護帽の取扱い	・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全带と保護帽の取扱い	2時間
	2 メインロープ等の点検	メインロープ等の点検と整備の方法	1時間

- 新安衛則公布後施行日より前にロープ高所作業についての特別教育の全部または一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。
- 特別教育の講師についての資格要件は定めていませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者が行う必要があります。

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご注意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

- ①** つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

↓
【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2などの装置を備えることが義務づけられます。**

＜経過措置＞平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※1 定格荷重制限装置

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 定格荷重指示装置

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



20

全ての業種が対象です!

令和3年度 既存不適合機械等更新支援補助金事業

フルハーネス型安全带

積載形トラッククレーン過負荷防止装置

買換・改修の補助金

令和3年度

\\ Web登録はお早めに!! \\

補助金申請受付

Web登録期間

積載形トラッククレーン過負荷防止装置

5月7日(金)～7月8日(木)

フルハーネス型安全带

5月14日(金)～7月15日(木)

※予算を大幅に上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。

詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください!!

<https://www.kensaibou.or.jp/>

補助金 建災防

検索



補助金受給者の声(フルハーネス)

買換が遅れていたが、補助金によってメーカー推奨品フルハーネスを全従業員に支給できた。(建設業:大分県、約30人)

高層ビルの窓清掃だけでなく、貯水槽管理作業の安全対策にも活用できた。(ビルメンテナンス業:福島県、約40人)

補助金によって、墜落災害防止対策を考えなければならなかった。(建設業:長野県、一人親方)

古い安全带を買い換えるきっかけになった。(建設業:岐阜県、一人親方)

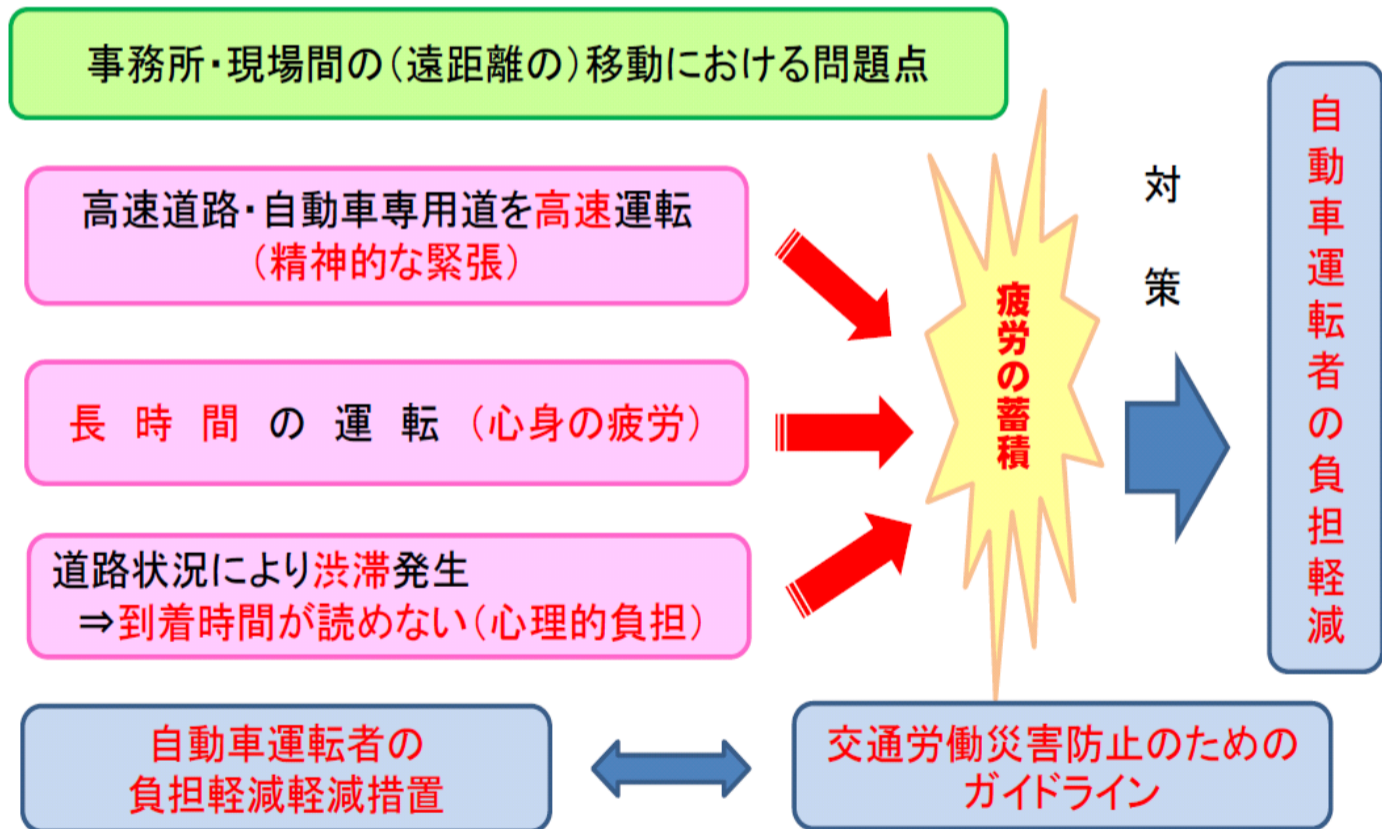
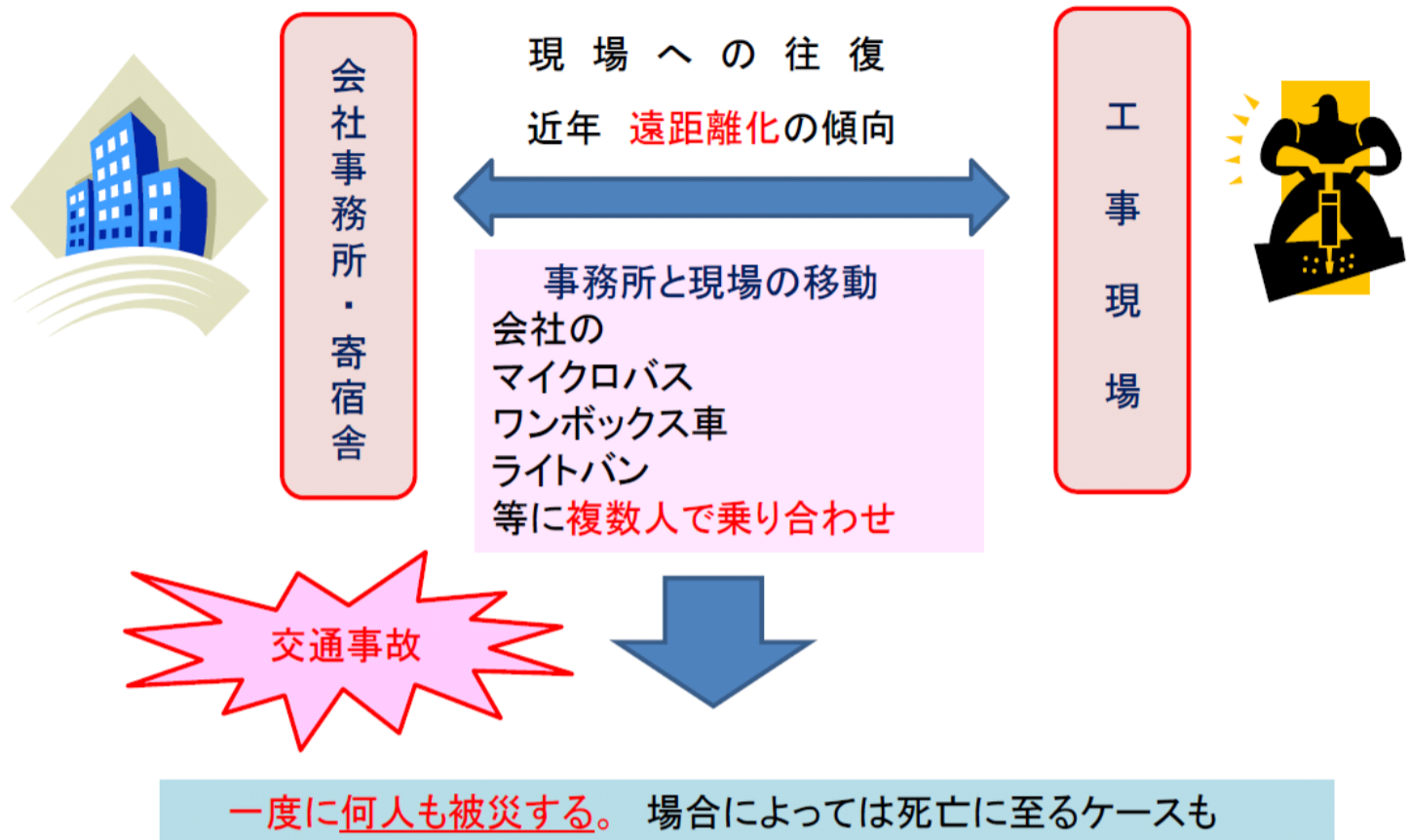
※注意事項

- 1 申請は、建災防本部ホームページから「Web登録」後、返信E-mailに表示されている「登録番号」を記入した「申請書類一式」を14日以内に郵送してください。
- 2 フルハーネス型安全带(追加安全措置含む)の申請金額が20万円未満の場合は、「登録支援小売店」にWeb登録を依頼してください。
- 3 購入等は、「補助金交付決定通知書」に記載されている「交付決定日」後に行ってください。これより前に行った場合は、補助金の交付が受けられません。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

 建設業労働災害防止協会(略称:建災防)

21 建設業の交通労働災害の防止対策



- 1 運転業務による疲労を軽減するため、運転者の(通常業務)の作業軽減を図る。(運転者が緊張を伴う運転業務中、同乗者は車内で休息できる。)
- 2 同乗者も運転者への配慮が必要である。(運転者が疲れているようだったら、休憩を取るようになる。運転者は、早く帰宅したい同乗者を思うと、途中で休憩を取ることを言い出しにくい。)

STOP！熱中症

令和3年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —


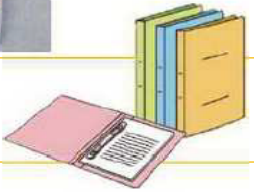






職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約1,000人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和3年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	<p>WBGT値の把握の準備</p> <p>JIS規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>作業計画の策定など</p> <p>WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>設備対策・休憩場所の確保の検討</p> <p>簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。</p>  
<input type="checkbox"/>	<p>服装などの検討</p> <p>通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>教育研修の実施</p> <p>熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。迷わず救急車を呼びましょう！</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>労働衛生管理体制の確立</p> <p>衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。</p> 
<input type="checkbox"/>	<p>緊急時の措置の確認</p> <p>体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。</p> 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値を下げるための設備の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。	
<input type="checkbox"/>	通気性の良い服装など	準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/>	ブレイキング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理など	前日のお酒の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんととったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的な症状について説明し、早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/>	労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

- WBGT値の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ **いったん作業を離れる**
- ・ **病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ**
- ・ **病院へ運ぶまでは一人きりにしない**

重点取組期間（7月1日～7月31日）



- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 少しでも異常を認めたとときは、ためらうことなく、病院に搬送しましょう。



屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものです。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

● 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空気中で凝固した固体の粒子（粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO）について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

改正内容に関する通達・資料はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html



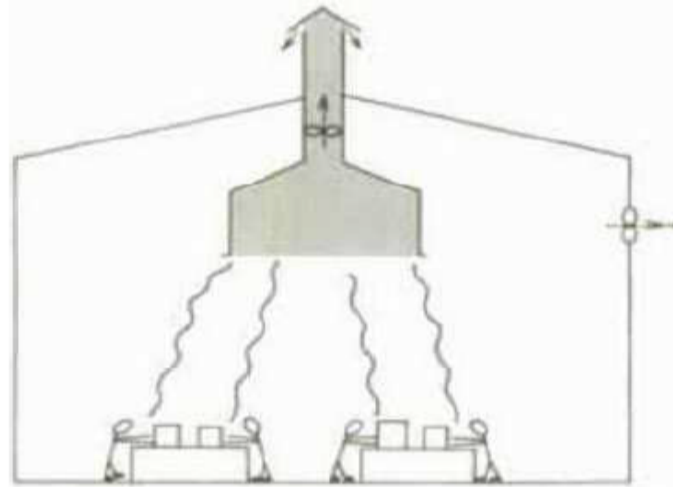
2. 特定化学物質としての規制

(1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

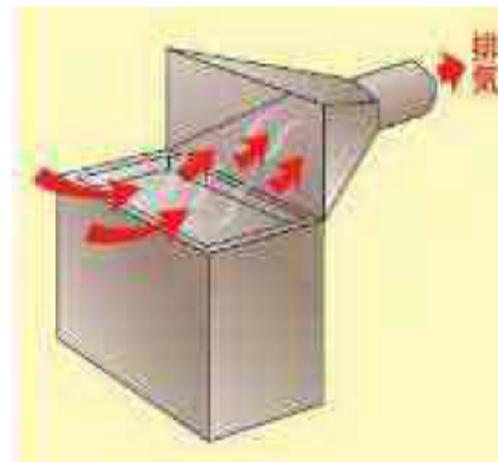
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「**同等以上の措置**」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→3ページ）が、**1月を超えない期間ごと**に、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】


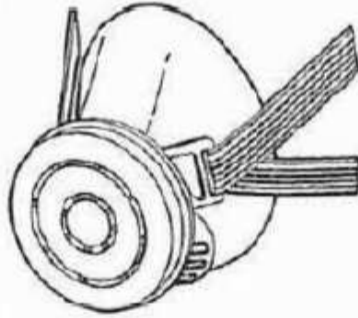
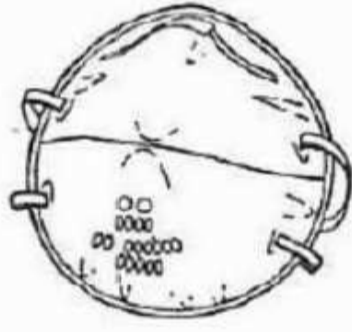
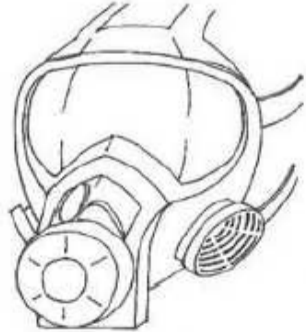



(2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

※ **特化則**に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から**粉じん則**の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク		
【取り替え式・全面形面体】	【取り替え式・半面形面体】	【使い捨て式】
		
電動ファン付き呼吸用保護具		
【全面形面体】	【半面形面体】	
		

(3) 掃除等の実施 (特化則第38条の21第9項)

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日1回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能（HEPA）フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

(4) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具の使用状況を監視**すること

(5) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する（1次健診）。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する（2次健診）。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果（個人票）は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書（特化則様式第3号）を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■ 溶接ヒュームの健診項目

1次健診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施（じん肺法第7～9条の2）が必要ですのでご注意ください。

(6) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育** (安衛則第35条)
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理** (特化則第12条の2)
対象物に汚染されたぼろ (ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置** (特化則第21条)
作業場所の床は、不浸透性のもの (コンクリート、鉄板等) とする。
- ④ **立入禁止措置** (特化則第24条)
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等** (特化則第25条)
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置** (特化則第37条)
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置** (特化則第38条)
以下の設備を設ける。
 - ・洗眼、洗身またはうがいの設備
 - ・更衣設備
 - ・洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止** (特化則第38条の2)
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等** (特化則第43条、第45条)
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
特定化学物質 作業主任者の選任												選任義務 (4/1~)
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置												実施義務(4/1~)

改正内容に関する通達・資料はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html



～ ずい道建設工事を行う事業者の皆さまへ～

「ずい道等建設工事における 粉じん対策に関するガイドライン」 を改正しました

厚生労働省は、このたび、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、事業者が実施すべき事項と関係する法令の規定のうち重要なものを一体的に示すことで、粉じん障害防止対策のより一層の充実を図ることを目的とし、改正省令など[※]の規定に合わせて内容を見直しました。

※「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第128号）
「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」（令和2年厚生労働省告示第265号）

施行日など

- 改正ガイドラインは、令和3年4月1日から施行されます。ただし、「1. ずい道等の掘削等作業主任者」の規定は、令和4年4月1日から施行されます。

※令和4年4月1日から、「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」の講習時間が1.5時間増えます。これまでに技能講習を受講した方は、令和4年3月31日までに追加講習を受ける必要がありますので、ご注意ください。

- なお、令和3年4月1日より前に発注されたずい道等建設工事で、本パンフレットの「2. 粉じん発生源に係る措置」、「3. 換気装置等による換気の実施」、「4. 粉じん目標濃度レベル」の改正事項については、令和3年4月1日以降も、改正前のガイドラインの規定が適用されます。

ガイドライン全文や新旧対照表など、改正内容に関する資料はこちら

- 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12521.html



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

主な改正事項

① ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加

ずい道等の掘削等作業主任者の職務として、次の事項を追加しました。

- 空気中の粉じんの濃度等の測定方法およびその結果を踏まえた掘削等の作業の方法の決定
- 換気等の方法の決定
- 粉じん濃度等の測定結果に応じた、労働者に使用させる呼吸用保護具の選択
- 粉じん濃度等の試料採取機器の設置の指揮、または自らこれを行うこと
- 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- 呼吸用保護具の使用状況の監視

② 粉じん発生源に関する措置の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに決めました。

- 工法について、設計段階において、より粉じん発生量の少ないトンネルボーリングマシン工法や、シールド工法等の採用を検討すること。
- コンクリートの吹付作業について、以下の事項を新たに記載。
 - ・ 湿式型の吹付機械装置と同等以上の措置としてエアレス吹付技術を明示。
 - ・ 吹付時の粉じん濃度を低減させるため、粉体急結剤、液体急結剤の使用と分割練混ぜの導入を図ること。
 - ・ より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。
- エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の導入を図ること。

③ 換気装置等による換気の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに決めました。

- 換気方式の選定に当たり、より効果的な換気方法である吸引捕集方式の導入を図ること。
- 新たな換気設備として、局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等の導入を図ること。

④ 粉じん目標濃度レベルの引き下げ(強化)と、改善措置の充実

- 粉じん濃度目標レベルを現行の 3 mg/m^3 から 2 mg/m^3 に引き下げました。
- 評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合に行う換気装置の風量の増加のほか必要な措置として、以下の事項を追記しました。
 - ・ より効果的な換気方式への変更
 - ・ 集じん装置による集じんの実施
 - ・ 風管の設置方法の改善
 - ・ 粉じん抑制剤の使用

⑤ 呼吸用保護具の使用基準の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに決めました。

- 掘削作業、ずり積み作業、またはコンクリート等吹付作業のいずれかに労働者を従事させる場合にあつては、粉じんの濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。

⑥ 粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実

現行のガイドラインに定める事項に加え、測定結果の周知について以下の事項を新たに決めました。

- 粉じん則上記録が求められる事項について、朝礼等で使用する掲示板等、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付ける等の方法により、労働者に周知させること。

切羽に近接する場所の粉じん濃度等の測定（新設）

標記について、以下の事項を新たに決めました。

（1）試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。

- 定置式の試料採取機器を用いる方法
 - ・ずい道等の切羽からおおむね10メートル、30メートルおよび50メートルの地点において、当該ずい道等の両側にそれぞれ試料採取機器を設置。
- 作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法
 - ・ずい道等の切羽に近接する場所の適切な数（2以上に限る）の労働者に対して試料採取機器を装着して行うこと。
- 車両系機械（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械）に装着されている試料採取機器を用いる方法
 - ・ずい道等の切羽に近接する場所において使用されている適切な数（2以上に限る）の車両系機械に試料採取機器を装着して行うこと。

（2）試料空気の採取の時間

- ・同一の作業日のずい道等建設工事の1サイクル（掘削作業、ずり積み作業、コンクリート等吹付作業及びロックボルト取付け作業等）に従事する全時間、試料空気の採取を行う。

（3）空気中の粉じんの濃度の測定の方法

レスピラブル（吸入性）粉じん（肺胞に到達する粒子）を分粒できる分粒装置を装着した測定機器を使用し、次のいずれかの方法によること。

- ・ろ過捕集方法および重量分析方法
- ・相対濃度指示方法（標準的な質量濃度変換係数（K値）を使用可。）

（4）粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、次のいずれかの方法によること

- ・エックス線回折分析方法または重量分析方法
- ・鉱物等の種類に応じた標準的な遊離けい酸含有率（Q値）を使用。

測定結果に応じた呼吸用保護具の選択及び使用（新設）

呼吸用保護具は、切羽に近接する場所における粉じん濃度等に応じて選択することとし、以下の事項を新たに定めました。

- (1) 電動ファン付き呼吸用およびコンクリート等吹付作業に従事する労働者に、粉じん濃度等の測定結果に応じた要求防護係数を上回る指定防護係数を有する電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。
- (2) 要求防護係数は、次の式により計算すること。

$$PF_r = \frac{C \times Q}{100E}$$

PF_r 要求防護係数

C 粉じん濃度の測定値の平均値（単位 mg/m^3 ）

Q 遊離けい酸の含有率（単位 %）

E 0.025（単位 mg/m^3 ）

- (3) 指定防護係数*

電動ファン付き呼吸用保護具の種類			指定防護係数
全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
	A級	PS2又はPL2	90
	A級又はB級	PS1又はPL1	19
半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
	A級	PS2又はPL2	33
	A級又はB級	PS1又はPL1	14
フード形 又は フェイス シールド形	S級	PS3又はPL3	25
	A級		20
	S級又はA級	PS2又はPL2	20
	S級、A級 又はB級	PS1又はPL1	11

※ 実際の作業時の測定等により得られた防護係数が上の表に掲げる指定防護係数を上回ることを製造者が証明する特定の型式については、次の表に定める指定防護係数を使用できます。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつ PS3又はPL3	300
フード形		1,000

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施


- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして防毒マスク、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
注意 防毒マスクを使用しても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

(注) 他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

	ベンジルアルコール ※未規制物質	ジクロロメタン ※特定化学物質
有害性	<ul style="list-style-type: none">・中枢神経系、肝臓に障害・強い眼刺激・眠気またはめまいのおそれ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害	<ul style="list-style-type: none">・発がんのおそれ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害・強い眼刺激、皮膚刺激・眠気またはめまいのおそれ・吸入すると有害
主な対策	<ul style="list-style-type: none">・送気マスクまたは防毒マスクの使用（防毒マスク使用時は、吸収缶の破過に注意）・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など	

(注)ジクロロメタンは特定化学物質であり、作業主任者の選任、健診実施などの義務もある。

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

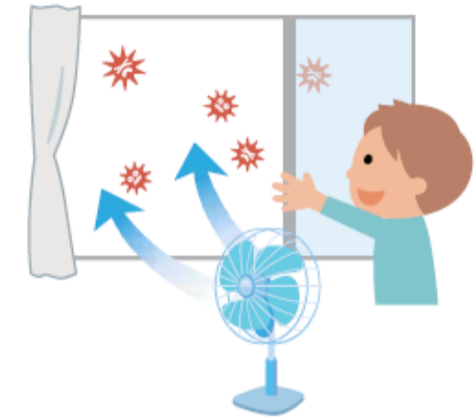


①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m³)を確保するよう努めなければなりません。
- したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- 他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離（**2メートル以上**）を取りましょう。



- スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

- 飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- エレベーターでは、多くの人々が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



- 職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



③ 「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- 密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ（約3,000個）が飛ぶ」と報告しています。
- 対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち**、マスクを着用しましょう。
- エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や、携帯電話による通話を慎みましょう。**
- 飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方が良いです。
- スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。
- 喫煙も、近くにいる人との「密」に、このほか注意して下さい。



「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくな**ら屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話を**する際は、可能な限り真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話を**するときは、症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったら**まず手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □**「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

そのヒヤリハット



見逃すな！



※ヒヤリハットのほか、パトロール時の改善対象としてマーキングされたリボンについて、改善が必要か判断して対処します。注意喚起のため目的で残すこともアクションです。



セーフティリボン運動とは、令和2年の神奈川県建設業労働災害防止大会で提起された神奈川独自の災害防止運動です。

1 趣旨

セーフティリボン運動とは、作業員一人一人の目線により危険の見える化を展開することにより、災害防止に寄与するもの。

2 実施事項

現場内において、作業中あるいは通行中等において、ヒヤリとした、ハットしたという瞬間に、その体験した危険をほかの作業員にわかるように、注意喚起の蛍光色等目立つリボン、テープ等を原因箇所に取り付ける。(セーフ巻き)

現場巡視、分会のパトロールの際においてもセーフ巻きを行い、現場管理者は巡視時等において、セーフ巻きされた箇所を確認し、リスクレベルが設備改善が必要なレベルか判断し、必要な対処を行うもの。

3 期間

令和2年11月5日～令和5年3月31日(第13次労働災害防止推進計画の期間)

神奈川労働局 各労働基準監督署
建設業労働災害防止協会神奈川支部

神奈川県労働局労働基準部 安全課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

電話045 (211) 7352 FAX045 (211) 0048

労働基準監督署一覧

署名	管轄区域	郵便番号	住所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市（中区、南区、磯子区、港南区、金沢区）	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	安全衛生課 045-211-7375 代表 211-7374
鶴見労働基準監督署	横浜市（鶴見区（扇島（川崎南管轄）を除く））	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	安全衛生課 045-279-5486 代表 501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市（川崎区、幸区）、 横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	安全衛生課 044-244-1273 代表 244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市（中原区、宮前区、 高津区、多摩区、麻生区）	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	安全衛生課 044-382-3191 代表 382-3190
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、 葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	代表 046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市（西区、神奈川区、港 北区、緑区、青葉区、都筑 区）	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	安全衛生課 045-474-1252 代表 474-1251
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、 大磯町、二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	代表 0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	安全衛生課 0466-97-6748 代表23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市、南足柄市、足柄上 郡、足柄下郡	250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	代表 0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、大和市、 座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5F	安全衛生課 046-401-1960 代表 401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市 （旧 津久井郡を含む）	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	安全衛生課 042-861-8631 代表752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市（戸塚区、栄区、泉区、 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区）	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	安全衛生課 045-287-0274 代表332-9311

労働災害防止計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事で安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに就業構造の変化等に対応し、高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

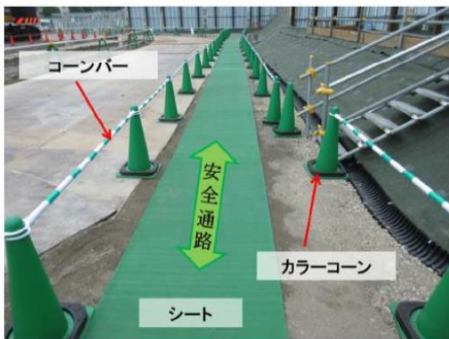
建設業「見える化」の推進



Visualization of risk for **Safework** KANAGAWA

「見える化」とは職場にひそむ危険などを目に見える形にして、効果的に災害防止を推進する取組です。「見える化」することにより、労働者の安全意識が高まり、安全活動の活性化の効果が期待できます。

安全通路の見える化 (作業通路と車両通行帯の区分)



土工事において、安全通路を緑のシートと緑のカラーコーン、緑と白のストライプのコーンバーで緑色を基調に色を統一し、現場内の安全通路と車両通行帯を明確に区分し、安全通路を確保している。

作業内容の見える化



高所作業車

高所作業車を使って火気作業(溶接作業中)であることを、周囲から見える高い位置に垂れ幕で表示し、現場内にいる作業者に注意喚起している。

昇降階段の見える化 最大積載荷重の見える化



最大積載荷重の表示

昇降階段の側面をオレンジ色に塗装し、昇降階段の位置が側面から分かるようにしている。
また、足場作業床の「最大積載荷重 1スパン 400kg」の表示(法定事項)を色分けで分かりやすくしている。

熱中症危険レベルの見える化

現在のWBGT値	
現在の気温 30°C	現在のWBGT値 31°C
熱中症危険度	WBGT値
● 危険	31°C 以上
○ 嚴重警戒	28~31°C
○ 警戒	25~28°C
○ 注意	25°C 未満

朝礼・ミーティング場所の掲示板で、WBGT値を作業者に周知している。数時間ごとに数値を置き換え、また、危険、嚴重警戒、警戒、注意の4段階の危険レベルも併せて更新し表示。

開口部の見える化・酸素欠乏危険場所の見える化



地下ピットのふたに「酸素欠乏場所」であり、許可なくピット内に立ち入ることを禁止することを明示している。

階段段差の見える化 (階段からの墜落・転落災害防止)



赤色のテープ

段鼻

階段踏み面の外側(段差側)角(段鼻)に沿って破線状に赤色のテープを貼り、段差を作業者に分かりやすくしている。